

下水道河川・水道・交通委員会記録  
【速報版】

令和8年2月13日開会

# 速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 長谷川琢磨委員長 これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由に願います。



◎ 市第137号議案、市第151号議案の審査、採決

- 長谷川琢磨委員長 下水道河川局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

市第137号議案関係部分及び市第151号議案については、関連する議案ですので、2件を一括議題に供します。

市第137号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）（関係部分）

市第151号議案 令和7年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）

- 長谷川琢磨委員長 当局の説明を求めます。

- 遠藤下水道河川局長 おはようございます。下水道河川局でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、市第137号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算（第7号）関係部分及び市第151号議案令和7年度横浜市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

なお、説明資料のそれぞれの議案のページ冒頭に予算議案及び予算説明書の該当ページを括弧内にお示ししております。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

初めに、2ページを御覧ください。

市第137号議案（1）一般会計歳入歳出補正予算ですが、ア、国補正予算などを踏まえた施設整備、河川整備費を令和8年度予算の前倒しといたしまして11億8500万円増額いたします。これは、河川に対する護岸整備等を実施するものでございます。次に、イ、事業の執行見込みに合わせた整理補正、（ア）事業費の増額補正、職員人件費を河川管理費におきまして821万4000円増額、下水道事業会計繰出金において3326万9000円増額いたします。これは、給与改定に伴うものでございます。次に、（イ）その他事業費の減額補正等、河川整備事業を13億4400万円減額いたします。これは、国庫補助事業の認証減に伴うものでございます。

3ページには、ただいま御説明いたしました一般会計の補正後の予算額を一覧にしておりますので、御確認をいただきたいと思います。

続きまして、4ページを御覧ください。

（2）一般会計繰越明許費補正ですが、表の1段目の河川・水路等維持管理事業では、6700万円を設定いたします。主な繰越しの内容は、河川・水路等の維持管理に関する委託でございます。2段目の水防事業では、1000万円を設定いたします。主な繰越しの内容は、水防機器更新工事でございます。3段目の河川整備事業では、20億8900万円を設定いたします。主な繰越しの内容は、河川改修の工事等でございます。4番目

の河川水辺環境再整備事業では、3500万円を設定いたします。主な繰越しの内容は、水辺拠点再整備事業設計業務委託でございます。5段目の河川護岸等耐震対策事業では、1500万円を設定いたします。主な繰越しの内容は、河川耐震設計委託でございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

市第151号議案（1）下水道事業会計収益的収入及び支出、資本的収入及び支出補正予算ですが、事業の執行見込みに合わせた整理補正といたしまして、ア、職員人件費の支出を9423万1000円増額いたします。これは、給与改定に伴うものでございます。次に、イ、一般会計繰入金収入を3326万9000円増額いたします。これは、職員人件費の増に伴うものでございます。次に、ウ、上下水道整備費の支出を83億8749万8000円増額いたします。これは、下水道事業負担金の増に伴うものでございます。次に、エ、企業債の収入を78億7300万円増額いたします。これは、下水道整備事業費充当企業債の増に伴うものでございます。次に、オ、国庫補助金の収入を15億1127万9000円増額いたします。これは、下水道整備事業に対する国庫補助金の増に伴うものでございます。

次の6ページと7ページには、ただいま御説明いたしました下水道事業会計の補正後の予算額を一覧にしておりますので、後ほど御覧ください。

以上、下水道河川局の補正予算案につきましての御説明を終わります。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

- **長谷川琢磨委員長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- **山下正人委員** じゃあ1点だけ。すみません。河川水路事業、これは全部そうなのですけども、関係機関と日程に日時を要したためとあるのですが、これは、具体的に言うとうどういった。
- **早川河川部長** 繰越しについては、繰越しをしないように日々いろんな調整をしているのですが、例えばドローンで護岸の点検の委託なんかをしているときに、ドローンが上を飛ぶときに、法的には必要ないのですが、周りの近隣の家屋の方たちに一回説明をしようであったりとか、または、小学校の上を飛んだりするので、ぜひ小学校にも見ていただいたほうがいいかなという調整なんかをしていたりとか、そういうことが例えばあります。

それから、あとは測量業務なんかだと、公道上からおおむねの測量ができるかなということで調整をしております。どうしても隣地の民地に入らせていただかないと境界が確定できないようなところがございます。そこは、勝手に入るわけにはいけないのでピンポンをやるのですが、不在だったりすると、そこを捕まえたりするのに不測の日時を、言ってしまいますけれども10日間かかったという報告を受けたりしますので、それが、ちりも積もってというのは本当に失礼ですけども、積もって積もって関係機関との協議で工期が延びて、そんな状況になっています。

- **山下正人委員** 分かりました。ありがとうございます。いろんな工事をやると調整しなきゃいけないので、繰越しに関しては、我々も繰越しは、できるだけ使ったほうがいいというスタンスを持っています。無理してやるよりも、事業者の負担も考えると繰越しのほうがいいのかと思うのですが、今回、実は、河川に関して、部長、ぜひこれはひとつ教えていただきたいのですが、河川の維持管理で護岸の擁壁というか、恐らくこれは、種が落ちて大きくなったら木が生えているのですよね。あれって護岸の維持管理で整備してもらうのですが、若干に伐採というか、表面を切るだけというか、伐根するわけじゃないから、植物だからまた生えてくるんだよね。あれは、根本的に何とかやらないといずれは擁壁が終わっちゃうと思うので、どうい

対策をされているのか教えてもらいたいのですけれども。

- **早川河川部長** 委員御指摘のとおり課題を持っていますけれども、例えば桑の木って御存じかあれですけれども、桑の木が一番強いというか、最初は葉っぱみたいな感じなのですけれども、それが木になっていってしまうということで、それは、実は、刈っても根っこから伐根をしないとまた生えてくるという一番厄介なものだというふうによく言われます。

結構現場を見ると、通常の草刈りをして、通常の草だと半年ぐらいもつのですけれども、桑は、今も例えば阿久和川なんかを見ていただく機会があればぜひ御案内もしたいのですけれども、今きれいにしているのですけれども、桑が根っこから伐根をしないとまた生えてきてしまうということで、極力、桑は、抜根をしようということでやっているのですけれども、例えば舗装の中から生えてきちゃったりするので、舗装を一回剥がして伐根をして、もう一回、舗装を埋めるということもしないといけなくなると、相当な事業費が膨らんでしまうということもあって、課題感を持ちつつ取れるところは伐根しようと、こんなやり方をしながら試行錯誤して、今、維持管理をしていると、こんな状況になっています。

- **山下正人委員** 最後にしますけれども、これは、おっしゃるとおりに伐根するとすると、全部剥がして大工事になっちゃうのですよ。これは結構大変だになって、やるのは金もかかるし、以前、造園屋さんに私は聞いたことがあるのだけれども、切っちゃった後に、伐根するまでの間に、壊さないように、根を腐らせるために幹のところに穴を開けて、そこに除草剤か何かをぶち込んでやって腐らせる方法があって、そのほうがいいよということをおっしゃったことがあるのですけれども、あれを放っておくとずっと繰り返しになっちゃうので、何か抜本的に費用がかからない方法を少し御検討いただきたいなど。見栄えも悪いし、何でこんなところに木を植えてんだって、植えているわけじゃないんだけど、そういう声は出てきますので、ぜひその辺のところも御検討を今後いただきたいなと思います。

- **長谷川琢磨委員長** 他によろしいですか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

- **長谷川琢磨委員長** 他に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **長谷川琢磨委員長** それでは、1件ずつ採決いたします。

初めに、市第137号議案関係部分についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **長谷川琢磨委員長** 御異議ないものと認め、市第137号議案関係部分については、原案可決と決定いたします。

次に、市第151号議案についてお諮りいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **長谷川琢磨委員長** 御異議ないものと認め、市第151号議案については原案可決と決定いたします。



◎ (仮称) 横浜市下水道事業中期経営計画2026 (素案) について

○ **長谷川琢磨委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、(仮称)横浜市下水道事業中期経営計画2026(素案)についてを議題に供します。

なお、本計画につきましては、当局からの報告及び質疑が終了した後に、横浜市議会基本条例第13条第3号に規定する議決事件に該当するかどうかについて協議を行います。

当局の報告を求めます。

○ **遠藤下水道河川局長** それでは、(仮称)横浜市下水道事業中期経営計画2026(素案)につきまして御説明いたします。

本件につきましては、計画素案の紙資料も配付させていただいております。紙資料につきましては、後ほど御説明をいたします。

それでは、まず、2ページを御覧ください。

1、横浜市下水道事業中期経営計画の位置づけですが、第3回市会定例会でも御説明させていただきましたが、横浜市下水道事業中期経営計画は、上位計画である横浜市中期計画との整合を踏まえた下水道事業を推進していくための中期計画となっております。将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営戦略及び持続可能な下水道事業運営を推進するために策定する4年間の実行計画、この2つの側面により構成をされております。計画期間は、2026年度から2029年度の4年間となっております。

3ページを御覧ください。

策定方針でございます。

1点目は、下水道サービスの持続的な提供のため老朽化対策を強化、2点目は、災害に強いまちづくりのため浸水対策と地震対策を強化、3点目は、将来を見据えた持続可能な事業運営をより一層推進、そして4点目は、市民の理解・共感を得る、施策効果の見える化を徹底としてございます。

それでは、恐れ入りますが、ここからは、素案の内容について御説明をしてみたいと思います。

お手元にお配りさせていただいております紙資料の素案の冊子を基に御説明をさせていただきます。冊子では、黄色に着色した箇所を中心に御説明をしてみたいと思います。

それでは、目次の次、1ページをお開きください。

まず初めに、市民の皆様により身近な下水道として理解や共感をいただくために、あなたの暮らしのすぐ下でをタイトルにしたメッセージを掲載するとともに、下水道事業が目指す姿といたしまして、下水道のある日常、大雨でも安心・安全な暮らし、地震が来ても衛生的な暮らし、そして、環境と共生した豊かな暮らしの4点をお示ししております。

2ページを御覧ください。

章構成と概要です。本計画は、CHAPTER1の計画の概要からCHAPTER5の財政周知計画の5つの章で成り立っております。

4ページをお開きください。

まず、CHAPTER1、計画の概要でございます。

5ページをお開きください。

1、経営理念と経営方針についてですが、経営理念として、かけがえのない環境を未来へつなぐ横浜の下水道、また、経営方針として、1、持続的なサービスの提供、2、強靱なまちづくり、3、良好な水環境の創出・循環型社会への貢献、4、カーボンニュートラルの推進、この4つを掲げ、下水道事業が目指す姿を

実現してまいります。

6ページを御覧ください。

2、計画の概要についてでございます。先ほど御説明いたしました計画期間、位置づけ、策定方針を記載しております。

7ページをお開きください。

3、計画の進捗管理につきましては、P D C Aサイクルを回しながら推進すること並びに8ページには、施策と取組の指標数を一覧でお示ししております。

続いて、9ページをお開きください。

4、SDG sに貢献する横浜市の下水道について記載をさせていただいております。

続いて、10ページを御覧ください。

ここからはCHAPTER 2、下水道事業についてでございます。

11ページ、12ページ、見開きで御覧ください。

まず、1、下水道の基本的な役割についてです。

左側には下水道のない世界、右側には下水道のある世界を対比して記載することで、市民の皆様には下水道の役割が伝わりやすいようにお示ししております。

続いて、13ページと14ページを見開きで御覧ください。

2、拡大する下水道の役割について記載をしております。

時代や取り巻く環境に応じて下水道資源・資産の有効活用、良好な水環境の創出、計画的な資産管理、地球温暖化対策への貢献、そして国際貢献・国際交流など、下水道の役割は拡大してきていることをお示ししております。

続いて、15ページをお開きください。

3といたしまして横浜市の下水道の概要を、また16ページには、4、数字で見る横浜下水道をお示ししてございます。

続いて、17ページをお開きください。

5、下水道の仕組みでございます。

ここから21ページまでは、管路施設、水処理、汚泥集約処理を記載し、続いて22ページには、下水道事業会計の特徴でございます雨水公費、汚水私費の原則を記載しております。

24ページをお開きください。

続いて、CHAPTER 3、下水道を取り巻く環境でございます。

25ページをお開きください。

1、下水道施設の老朽化について記載をしております。

1980年から1994年にかけて毎年1000億円規模の集中投資により急速に整備を進めた結果、標準耐用年数を超える下水道施設が今後急増する見込みでございます。これに伴い更新・改築に必要な事業量は、大幅に増加すると予測されております。

また、2025年1月には、埼玉県八潮市におきまして、下水道管路の破損に起因するとされる道路陥没事故が発生いたしました。本市においても同様の事故が発生させないため、老朽化対策を着実に推進する必要があります。

ここから28ページまでは、下水道施設の老朽化の進行状況についてお示しをしております。

29ページをお開きください。

2、気候変動と災害の激甚化について記載をしております。

まず、大雨についてですが、近年、全国で1時間当たり50ミリ以上の強い雨の発生回数が増加しており、最近10年間の平均年間発生回数は、約40年前に比べ約1.5倍まで増加しております。2040年頃には、横浜市でも降雨量が1.1倍になる予測が示されており、将来を見据えた対策が必要になっております。

続いて、30ページを御覧ください。

こちらは、地震について記載をしております。

今後30年以内に本市に影響を及ぼす大規模地震が発生する確率は、高い水準にございます。そのため、下水道事業においても地震対策を引き続き進める必要がございます。

31ページを御覧ください。

3、物価上昇について記載をし、続いて32ページには、4、人口減少社会の到来について記載をさせていただきました。2070年時点の横浜市の推計人口は、約308万人まで減少する見通しでございます。

続いて、33ページ、34ページを見開きで御覧ください。

5、下水道の責務について記載をしております。今後、老朽化した下水道施設の対策や自然災害へのさらなる備えが今まで以上に必要となる中、社会情勢の変化により生じた物価の高騰や人口減少による担い手不足といった課題がございます。それでも下水道を守り抜き、市民の皆様の暮らしを支える責務がございます。右側になりますが、そのために長期的な視点に立ち、アセットマネジメントの考えを取り入れながら、限られた経営資源と保有資産を最大限に活用し、効果的かつ効率的な事業運営を実現していきます。下の図にございますように、右側の財政運営、組織運営、施策を連携させることで、左側の下水道事業が目指す姿を実現してまいります。

36ページを御覧ください。

ここからはチャプター4、4年間の実行計画を記載しております。

37ページ、38ページを見開きで御覧ください。

1、実施計画の一覧についてでございます。

一番左側には4つの下水道事業が目指す姿、その右側には各施策と施策の効果、また、38ページには、各施策の指標と4年間の事業費を一覧にしてお示ししております。

続いて、39ページから42ページにかけて、施策の推進に関わる具体的な取組について、一覧でお示しをしております。

それでは、恐れ入りますが、47ページをお開きください。

ここからは、施策についてのおおの御説明をしております。

まず、施策1、維持管理・老朽化対策でございます。

現状と課題ですが、本市では、1960年代から本格的に下水道整備を開始し、1970年代以降に集中的に整備を行っており、今後、急激に下水道施設全体の老朽化が進行する見込みであり、今後は、人口減少を見据え、適正な規模の下水道システムに見える化し、バックキャストで計画を策定することで、強靱で持続可能な下水道サービスを提供していく必要がございます。

48ページを御覧ください。

施策の効果は、いつでも下水道が使えるとし、その指標は、下水道が使える日数、年365日としております。その下の4年間の主な取組は、取組1、小口径管の維持管理から取組10、送泥管の再整備としてございます。

49ページをお開きください。

ここからは、各取組の内容と指標について記載をしております。

続いて、恐れ入りますが、61ページをお開きください。

施策の2、浸水対策でございます。

現状と課題ですが、これまでの浸水対策は、過去に浸水被害が発生した地区から優先して進める再度災害防止の観点で雨水幹線や雨水調整池などの施設整備を進めてきており、約9割の対策が完了しております。一方、将来を見据えた対応を進めるため、気候変動の影響を踏まえた新たな計画である横浜市下水道浸水対策プランを2025年3月に策定しております。

62ページを御覧ください。

施策の効果ですが、大雨でも生命・財産を失わないとし、その指標は、浸水リスクが高く早期に整備する地区に着手している率として、現行29%を100%にすることを目標としております。その下の4年間の主な取組は、取組11、事前防災による浸水対策から取組13、水再生センター・ポンプ場の耐水化としております。

63ページをお開きください。

ここからは、各取組の内容と指標について掲載をしております。

続いて、67ページをお開きください。

施策3、地震対策でございます。

現状と課題ですが、地震時においても生活用水を使用するためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であり、地域防災拠点等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を計画的・重点的に進めていく必要があります。本市では、能登半島地震の経験等を踏まえまして、市の地震防災対策を強化するため、2025年3月に横浜市地震防災戦略を改定してございます。

68ページを御覧ください。

施策の効果は、地震が来てもトイレが使えるとし、その指標は、重要施設の耐震化率といたしまして、現行の91%を100%にすることを目標としております。その下の4年間の主な取組は、取組14、重要施設に接続する流末枝線下水道の流下機能の確保から取組17、緊急輸送路等の人孔浮上対策としております。

69ページをお開きください。

ここからは、各取組の内容と指標について記載をしております。

続いて、73ページをお開きください。

施策4、公共用水域の保全でございます。

現状と課題ですが、閉鎖性水域である東京湾では、湾内に流入する窒素やリンの増加に伴う富栄養化により赤潮が発生する状況となっております。それらの除去を目的とした下水の高度処理の導入を推進し、東京湾の水質改善に取り組んでいく必要があります。

74ページを御覧ください。

施策の効果は、きれいな河川や海があるとし、その指標は、計画放流水質の達成率95%以上としてございます。その下の4年間の主な取組は、取組18、工場排水の規制・指導から取組20、分離液処理施設の増設と

してございます。

75ページをお開きください。

ここからは、各取組の内容と指標について記載をしてございます。

続いて、79ページをお開きください。

施策5、下水道資源の有効活用でございませう。

現状と課題ですが、下水処理の過程で発生する汚泥などは、資源やエネルギーとしてのポテンシャルを有しており、循環型社会の構築への貢献、安定した下水汚泥処理の観点から、引き続き時代や社会情勢のニーズに合った有効利用を進める必要がございませう。

80ページを御覧ください。

施策の効果ですが、資源やエネルギーを循環利用しているとし、その指標は、汚泥を有効活用している率100%を維持していくことを目標としてございませう。その下の4年間の主な取組といたしまして、取組21、下水汚泥の有効活用及び取組22、下水再生リンの回収・肥料利用としてございませう。

続いて、81ページをお開きください。

ここからは、各取組の内容と指標について記載をしてございませう。

85ページをお開きください。

施策の6、温室効果ガスの削減でございませう。

現状と課題ですが、下水道事業においては、横浜市下水道脱炭素プランに基づきまして着実に排出量を削減しており、基準年度の2013年度比で約38%の温室効果ガス排出量を削減いたしました。引き続き下水道事業のあらゆる施策において、目標達成に向けて取組を進める必要がございませう。

86ページを御覧ください。

施策の効果は、温暖化を抑制している、その指標は、下水道事業における温室効果ガス削減率38%としてございませう。その下の4年間の主な取組は、取組23、高性能汚泥焼却炉の導入及び取組24、太陽光発電設備の導入としてございませう。

87ページをお開きください。

ここからは、各取組の内容と指標について記載をしてございませう。

続いて、91ページを御覧ください。

ここからは、組織運営について御説明をいたしませう。

現状と課題ですが、人口減少社会の到来により、下水道事業を担う職員や民間事業者の担い手不足が見込まれる一方で、下水道施設の老朽化の進行や浸水対策、地震対策など必要となる取組は、今後、ますます増加してまいります。このような状況にありましても、下水道事業が目指す姿を実現していくためには、全ての職員が能力を最大限に発揮し、組織力を向上させていくことが不可欠でございませう。組織運営の効果は、下水道事業を安定的に継続できる体制の確立としてございませう。4年間の主な取組は、取組25、公民連携事業の推進から取組34、国際連携・協力の推進としてございませう。

92ページをお開きください。

ここからは、各取組の内容と指標について記載をしてございませう。

続いて、103ページを御覧ください。

財政運営について御説明をいたしませう。

現状と課題ですが、下水道事業における収入の大部分を占める下水道使用料は、将来的な人口減少社会の到来により利用者の減少が見込まれるほか、節水機器の普及・高性能化や節水意識の一層の高まりによりまして収入が減少していく見通しでございます。

一方で、1980年から1990年代にかけて集中的に下水道整備を進めた下水道施設の更新時期が到来することから、再整備や修繕等に係る費用の増加が見込まれてございます。このため、効率的な事業執行による継続的な支出の適正化に向けた取組が必要でございます。財政運営の効果は、下水道事業を安定的に継続できる財政の確立でございます。4年間の主な取組は、取組35、下水道使用料の確保及び適正な徴収から取組37、支出の削減としてございます。

104ページをお開きください。

ここからは、各取組の内容と指標について記載をしております。

続いて、108ページをお開きください。

CHAPTER 5、財政収支計画でございます。

109ページ、110ページを見開きで御覧ください。

まず、左側1、財政収支計画の概要でございます。4年間の実施計画を踏まえた財政収支計画を表でお示ししております。上段は収益的収支、下段は資本的収支となっております。

110ページを併せて御覧ください。

財政収支計画の概要について御説明いたします。

まず、収益的収支についてです。収益的収入は、下水道使用料収入が減少傾向にございますが、雨水事業に関わる経費の増加に伴う一般会計負担金等の増加によりまして、全体としては増加しております。収益的支出は、物価高騰による物件費の増加や金利上昇に伴う支払利息の増加などの影響によりまして今後も増加する見込みでございます。このため、計画期間の2年目であります2027年度から純損失が見込まれてございます。

次に、資本的収支についてでございます。資本的収入は、事業量の増加によりまして財源となる企業債や国庫補助金が増加していることから増加傾向となっております。また、資本的支出につきましても、事業量の増加の影響によりまして全体として増加をしております。

続いて、財政運営の考え方について御説明いたします。

計画期間中は純損失が見込まれるものの、累積資金残高を約400億円確保できることから、現行の下水道使用料単価・体系を維持してまいります。一方、長期的には厳しい経営環境が見込まれるため、収入確保や支出削減などの経営努力を継続し、財政状況の改善を図ってまいります。また、八潮市における道路陥没事故を受けて設置されました国土交通省の下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の第2次提言では、資産維持費等を適切に反映したコストベース型の使用料体系とすべきことが示されました。今後は、こうした国の動向や本市下水道事業の将来像を踏まえつつ、事業の継続に必要な財源の在り方について慎重に検討してまいります。

これ以降のページには、構成要素、経営指標、財政収支計画、財政収支の長期推計を掲載しております。

冊子の御説明は以上となります。

それでは、恐れ入りますが、電子データの資料にお戻りください。

最後に、3、今後のスケジュール案についてでございます。

(1) スケジュール案ですが、本日御説明させていただいた内容につきまして、御意見を踏まえまして、令和8年2月下旬から市民意見募集を実施したいと考えております。この結果を反映いたしまして、令和8年6月第2回市会定例会において計画原案をお示しし、同月の計画策定・公表に向けて取り組んでいく予定でございます。

その下、(2) 市民意見募集の実施方法ですが、記載のとおりでございます。

以上、駆け足で大変申し訳ありませんが、(仮称) 横浜市下水道事業中期経営計画2026素案の御説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- **長谷川琢磨委員長**   ありがとうございます。報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **いそべ尚哉委員**   御説明ありがとうございました。3点ほど確認させていただきたいのですけれども、まず広報周知のところ、見えないなかなかインフラなのですけれども、市民にとって非常に重要なインフラである下水道事業、幅広くその役割を知ってもらいたいという中で、この中にありましたけれども、17ページから20ページとかが非常に分かりやすく、市民に知ってもらうためにも、こういったイラストもしっかり活用しながら周知いただきたいというのと、外国人も増えているのでこういった役割も知ってもらう活用が必要だと思うのですけれども、どのような思いでこの4年間、広報周知に努めていくか、その辺をお聞かせいただけますか。
- **遠藤下水道河川局長**   御質問ありがとうございます。改めてでございますけれども、下水道はあつて当たり前と言われているような、ある意味、喜ばしい施設ですが、日常的にそれを意識してお使いいただけるような状態にはもちろんないと思われまので、冒頭申し上げましたが、1ページに今回初めてこういうキャッチフレーズ的なものを設けましたけれども、あなたの暮らしのすぐ下ということで、実は、下水道のみならずいろんなインフラがありまして、そういうインフラがあるからこそ日々の日常が保たれている。さらには、その下の括弧書きにありますが、そのような中で下水道事業が目指す姿、こういうものを新たに設定させていただきました。こういったフレーズなども用いまして、さらには、いそべ委員からございましたイラストなども、今回ボリュームが多くなりましたけれども、ふんだんに盛り込みまして、改めて、これから厳しい時代に入っていく下水道なのですが、本当に重要な施設なんだということを御理解いただくために、こういう形でつくってみたい次第でございます。
- **いそべ尚哉委員**   ありがとうございます。今、外国人の話もありましたけれども、地域の一員として責任を果たしていくためにもこういったものをしっかりと周知していただいて、分かってもらうようにしていただきたいなと思います。
- **遠藤下水道河川局長**   次に、90の組織運営のところ、ノウハウとかナレッジの継承、非常にこれは、今後、次の世代に技術だとかを継承していくって重要だと思うのですけれども、特に現業で働く方の確保もこれから厳しくなっていくという中で、どのような思いでこういった技術の継承であったりとかノウハウ、ナレッジの継承をこの4年間で取り組まれていくか、その辺、お聞かせいただけますか。
- **遠藤下水道河川局長**   特に装置産業であります下水道事業においては、もちろん土木職、事務職もそんな

のですけれども、水再生センター、汚泥資源化センターのオペレーションになっている機械職、電気職の減少が加速化していくというような極めて強い危機意識を持っておりまして、そのような中、各水再生センターで共通な例えばノウハウであるとか、さらには、センターごとで流入水質であるとか処理方法等も変わっていることもありますので、そういうものを一般的な言い方ですけれども見える化すとかデジタル化することで、今の若い世代というのは、そういうものに対するハードルが低くて吸収性が非常に高いので、極力そういった暗黙知みたいなものを見える化して、これからの世代にしっかりと引き継いでいくということを中心に、新たな人材育成計画なども考えながらしっかりとそのノウハウとかそういうものは、継続していきたくて考えております。

- **いそべ尚哉委員** ありがとうございます。ぜひ継承を続けていただきたいと思います。

最後にもう一点なのですけれども、財政収支計画ですが、109ページを見ると、この4年間で年々純利益が減っていくという中で、ただ、累積資金残高があるので更新はちゃんとやっていけるということなのですが、その中で純利益、収支のところは、気を配りながら取り組んでいただきたいという思いがあるのですが、その中で、コスト管理の部分で、これからA IとかDXが進んでいく中で業務の効率化も進んでいくと思うのですけれども、コスト管理をしっかり行って収益をどう確保していくか、その意識について、最後、お伺いできますか。

- **遠藤下水道河川局長** ありがとうございます。純損失が発生するというに関しましては、極めて重く受け止めておりまして、下水道企業体としてしっかりと見極めていかなければいけないのですが、我々がやらなきゃいけないことは、例えば純損失を計上するに当たって、より効率化というか生産性を上げて、一般的には、頂いた使用料は、多くは維持管理費に投入していきますので、いかにそういうところをより効率的にやっていくかということがますます重要になってくるかなど。

物価が高騰するとか人件費が高騰するという中では、例えばですけれども、よりDXを加速させる、さらにはA Iを導入するような形で、今、人に頼っているとか委ねている業務を少しオートメーション化できないとか、さらには、この4年間で、しっかりと計画の中で検討していきたいと思っておりますけれども、リモート操作等も含めて遠隔地からというようなことも、これからの人口減少、さらには職員の減少に対応していくためには、不可欠な要素だと思っておりますので、一義的には、そういったDXとかA Iを積極的に活用して、今までかかっていた手間等をいかに省いて生産性を上げていくかということにまずは注力したいと思っております。

あと、それから、これからでございますけれども、維持管理のやり方も一層効率的にやっていかなければいけないと思っております、例えばですが管路の維持管理なんかも、よりめり張りをつけた維持管理、例えば、より陥没が起きて影響が大きいところは頻度を高めるとか、ドローンを活用した高度化な調査をするとか、同じような調査方法であっても、そういっためり張りのあるような維持管理をすることで支出削減といましようか、コストパフォーマンスを上げていくというようなことにしっかりと力点を置いて、この4年間は取り組んでいきたいと思っております。

- **いそべ尚哉委員** ぜひそのコストパフォーマンスを上げていただくようお願いいたします。

- **安西英俊委員** 1点だけ。今の委員の関連する部分もなのですが、指標35のDX技術の実装による業務効率化という、96ページにありますけれども、今、現計画のDXのファーストステップのアクションの成功事例というのはどのぐらいあるという状況か、まず教えていただけますか。

- 遠藤下水道河川局長 一例を申し上げますと、2022からの4年間で下水道DXのファーストステップでございまして、大きな成果といたしましては、今、土木事務所等において、例えば新しい排水設備などを設置する場合は、排水確認申請というものを、紙ベースで何枚かに及ぶようなものを提出していただいたり、やり取りするみたいなのがありますが、実は、それも全て電子申請によるようなシステムに変わりつつあります。あわせまして、御自身の費用負担という形になりますけれども、自費工事というスタイルがございまして、こういった自費工事申請なども、土木事務所のほうに電子申請をしていただくような形も取れております。

このような形で、我々の業務の効率化もさることながら、下水道事業に携わっていただいている民間事業者の方々の御負担を少しでも減らせるようなDXもこの4年間で進めてまいりました。そういうことで、行政側の効率性、さらには、民間事業者様側の申請手続等の簡易性もこの4年間で進んできたと思っておりますので、次の4年間は、こういった成果をベースに、より先ほど申し上げました時間を生み出せるようなDXの取組というのを積極的に進めていければなと思っております。

- 安西英俊委員 ありがとうございます。今、局長からおっしゃられたように、現時点で、次の4年間で効果が見込める取組というのは、どのぐらいあるというふうに想定されているのでしょうか。

- 遠藤下水道河川局長 まず、一般的な事務処理等でございますけれども、横浜市全体でAIを活用した行政と、具体的には、Copilotを使ったような手続がこれから主流になっていく中では、当局の例でございますと、実は、若手職員に対してCopilotを活用した業務効率化選手権みたいなものをやっております。今まで年間何百時間も使っていたとか何千件もあったような処理が、例えばRPAロボットをつくるとか、そういうAI処理をすることで、劇的に業務改善がなされつつあります。今は、各課で捉えている課題解決に向けたものなのですが、それをこの4年間で局全体にまずは広げていきたい。そうすることで相当数時間の業務削減になると思えますし、そういったことを通じて市のデジタル改革にも貢献できればなというのが一つございます。なのでまずは、身近なそういう事務処理をいかに効率化するかというのがひとつ大事だと思っております。

あと、加えて申し上げますと、先ほどのいそべ委員の御指摘にもありましたが、我々は、現場職員も含めて400人オーダーの人間が水再生センター、汚泥資源化センターのオペレーションを、もちろん民間企業と一緒にやっておりますけれども、です。ですのでそういうところに、いかにDX、AIを入れて効率化するかと。

これも、例えばですけれども、計器盤の点検とかメモリをチェックするような業務が日常的にあるのですが、今も民間事業者様と共同研究をやっておりますけれども、よくファミレスで料理を運んでくるような、あいうロボットが計器盤の前に行って、画像を見て自分で処理するみたいな。そうすると、職員が自分で行かなくてよくなりますので、そういったDXの推進などを進めることで、我々がやらなきゃいけない本業の生産性を上げていくということは、この4年間で一層加速をしていきたいと考えています。

- 安西英俊委員 ありがとうございます。今、様々、御答弁の中で基準のようなものが示されていると思うのですが、目標値で3件というふうにありますけれども、4年間で、基準は、ある程度明確になっていて局内で共有されているものなのかというのを最後に確認しておきたいと思えます。

- 遠藤下水道河川局長 マネジメント部長がお答えします。

- 小塚マネジメント推進部長 まず、3件の御確認なのですが、取組の30の中の2件というほうですか。すみません。こちらの3件ですね。分かりました。こちらのほうは、先ほど局長も説明したとおり、今、

様々な研究をしております、共有という意味では、我々は、今まで技術開発をかなりやってきたのですが、なかなかそれが実装につながらないということを中心に課題に感じております。

そういう中で、今、やり方としては、一緒に共同研究したものを我々が内部でまず認定しまして、非常に使えるという技術であれば、それを実装につなげていくという形のそういう段取りを新たに踏むような技術開発を実装につなげる流れというものをつくりまして、それをこの4年間で本格化させていきたいと考えております。

○ **安西英俊委員** ありがとうございます。様々研究をされていますし、現場の方のほうがDXをすごく進められているという認識でございますので、基準をある程度明確にさせていただきながら積極的に進めていただきたいと思っております。

○ **麓理恵委員** 御説明ありがとうございます。実は私も、今、安西委員がおっしゃったDXの推進について、どの程度進んでいくのかなということを財政の件とも絡めて伺いたいと思っていましたが、今の御説明でよく分かりました。

大変細かいところで申し訳ないのですが、財政運営はとても数値的になるところの中で、104ページに下水道使用料の確保及び適正な徴収というのがあるのですが、特に水道水以外の利用者の下水道使用状況の把握、書かれているのが井戸水や温泉等というので、横浜でそんなにたくさんあるのかどうかというところなのですが、これは把握しますということなので、これまではどういう状況であって、次の4年間でどういうふうに行っていこうと考えていらっしゃるのか、教えてください。

○ **遠藤下水道河川局長** 基本的には、水道栓が開栓されれば即時に下水道使用料が発生するわけですが、恐らく麓委員が思っている以上に、井戸水であるとかをお使いいただいている件数があります。あえて私が言いますが、平成20年代後半に使用料徴収問題等々が起きたことも踏まえまして、年間、今、数千件に及ぶデータをチェックして現場確認等々をしている状況です。そういった取組をこれからも続けていくことで、下水道の使用料がかかっている人たちにしっかりと御理解をさせていただきながら、取らなければいけない使用料でございますので、そういうものを取るべく、例えば会計年度任用職員さんなども活用させていただきながら、現地に赴いてしっかりとそういった使用状況を確認した上で、下水道を徴収するというような取組を継続していきたいと思っております、大変申し訳ないのですが、具体的な対象としている調件数等は、資料でよろしければ御提出させていただきたいと思っております。

○ **麓理恵委員** では、資料をお願いしたいと思います。思っていた以上に件数があるのですが、ただ、この現状調査の実施件数は、2029年末で60件という、かなり少ないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○ **遠藤下水道河川局長** 60件が少ないか云々とありますけれども、現行の中期経営計画2022でも、もちろんこういうような調査をしております、大体4年間で100件程度の目標としたのですが、その実施状況等に鑑みまして、次の2026では60としたわけでございます、ただ、もちろん60人達成したから終わるよかそういうわけではなくて、必要に応じて必要な調査があれば、これはきちんとやっていくと考えておりますので、申し訳ありません、そういうことも含めて資料でまたちゃんと分かりやすいように御説明したいと思います。

○ **麓理恵委員** では、資料を待っております。

○ **長谷川琢磨委員長** 先に、すみません。先ほど委員より資料要求がございましたが、本件につきましては、

委員会として資料要求することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **長谷川琢磨委員長** 御異議ないものと認め、さよう取り扱わせていただきます。

それでは、資料は作成でき次第、各委員にお届けするようお願いいたします。

質疑を続行いたします。

- **麓理恵委員** ありがとうございます。この中身がこの1年間も、八潮市の下水管破裂のことも受けながらいろんな調査、それから修繕等々について議論されてきたこともしっかりと含まれているということで、財政運営以外の部分では、きっちり進んでいくんだろうなと思っているところです。ただ、中身から外れるのですけれども、例えば今のDXが書いてあった96ページとか、淡い色が使われていて、若い方は見えるのかもしれませんが、平原副市長、見やすいですか。ごめんなさい。

- **平原副市長** もう確かに若くはないのですけれども、何とか見えますが、もう少し工夫したほうがいいのかと思います。

(「ちゃんと見えるよ」と呼ぶ者あり)

- **麓理恵委員** 失礼いたしました。大変私は見にくいかなと思っています。せっかく中身がいいので、優しい雰囲気で作られたのかなと思いますけれども、見やすさも考えていただければと思います。失礼しました。

- **遠藤下水道河川局長** 貴重な御指摘ありがとうございます。工夫したいと思います。

- **斉藤達也委員** 私からは、これは4年間の計画ということなのですが、その前の年度の計画と今回の2026年からの計画について、何か工夫した点とか、あるいは更新したとか、こういうところを気をつけたとか、そういう局長の思いがあれば教えてください。

- **遠藤下水道河川局長** まず冒頭、A4の資料で御説明いたしました、策定に当たっての基本的な策定方針、老朽化対策の強化、さらには災害に強いまちづくりと、八潮、さらには能登半島地震と、身近ではないのですが、テレビ等メディアから流れてきた映像は、極めて衝撃的な内容だったと思っております。したがって、発生した後日は、各土木事務所等々に、うちの周りは大丈夫なのかみたいなお問合せが相当あったというふうに報告も受けております。したがって、しっかりとこういう対策をやっていくんだと、キャッチコピーとして、あなたの暮らしのすぐ下にとお示しておきながら、そこに何か不安な要素がないようにしっかりとやっていくということで、4年間の事業量・費を精査して積み上げさせていただいたというのが一つ。

ただ、さりとて途中途中で社会の取り巻く情勢、さらには、我々の経営体としての推測からすると、非常にこれから厳しい状況が待っているというよりは、もう入ったという状況でございますので、策定方針の3にも書きましたが、より持続可能な事業運営を進めていくということに加え、最終的には、市の中期もそうですけれども、市民の皆様が実感・共感していただかないことには、我々のこの計画は絵に描いた餅になりますので、4番にも見える化の徹底ということで、なので、2022の現行計画でも極めてこういう精神でつくったつもりではありますが、より一層こういうことが伝わるように、ビジュアル的にも表的にも工夫をさせていただいた感がございます。

- **斉藤達也委員** 確かにそういう印象を御説明いただいて持ちました。分かりやすく伝えようとしている努力とか、あとイラストですけれども、例えば11ページ、12ページの基本的な役割という絵がありますけれど

も、これは非常に分かりやすいですね。だから、こういうふう下水道が大事なんだよということが一目瞭然に分かる。ですから、さっき局長もおっしゃったような共感をいただくというところできくと、さっき他の委員からも出ましたけれども、広報というかその部分が、いろんな方法があると思うのですけれども、そういう中で、当たり前にあるような下水道が当たり前じゃないときにという、想像もしたくないけれども、でも、そういう状況も想定はするところの中で、お伝えの仕方というのはいろいろ工夫があるかと思うので、その辺は、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それと、地震の対策で67、68辺りからですけれども、今、局長もおっしゃっていただいて、私もそうですけれども、非常にショッキングな画像というか映像も含めて、例えばマンホールがこれだけせり上がってしまうと、これを見ただけでも本当にショックを受けるような状況になるわけですから、例えば70ページの人孔浮上対策というのが書いてありますが、こういう対策を行うことでマンホールがせり上がるようなところも想定しながら対策していきますというようなことも、非常にこれも分かりやすい図面の中で対策を行っているというふうなこともお伝えいただくとか、どういうふうに伝わるのかがあれですが、それは継続した努力みたいになっちゃうと思うのですが、ぜひその辺はしっかり伝えるというところ、しっかり計画は組み込まれたということだと思いますので、あとは、実際にそれを分かっていたかどうか伝えられるような工夫を期待しておりますので、その辺の取組をしていただきたいなと思います。

- 長谷川琢磨委員長 要望としてですね。
  - 齊藤達也委員 はい、要望でいいです。
  - 梶村充委員 河川が下水道と一緒になったので大変いいことだと思っているのですが、河川といえは、この横浜市だけで解決できるだけの問題じゃないのです。国と県があるわけです。私が若いときには、帷子川の分水路という大工事にぶち当たったことがあったんですけど、あれは県でやったわけですね。あれからもう何十年もたつたんですけど、その辺の管理状況というのは、県と横浜市との間でどういうふうに行っているのですか。
  - 遠藤下水道河川局長 河川部長がお答えします。
  - 早川河川部長 帷子川分水路と、それから大岡川にも分水路というのを造りましたけれども、県市協調事業という事業の進め方をしまして、国3分の1、横浜市3分の1、県3分の1でお金を出し合って横浜市の治水安全度を高めようという取組でした。大岡川のほうはトンネルを横浜市が施工しまして、帷子川のほうは、トンネル区間を県が施工しようということで施工しました。ただ、残念ながら当時は、河川法が改定されていないので、協定事業でやったのですけれども、管理者は、横浜市が河川管理者になれるというスキームがありませんでしたので、仕上がったものを神奈川県のお渡しをして、今、ともに両方ものの分水路は神奈川県が管理していると、こんな状況になっています。
- ただ、委員御指摘の治水安全度を高めていくという意味で言うと、県・国と横浜市の協議というのは必須だと思っていますので、結構な頻度で河川管理者同士での協議というのを進めておりまして、横浜市の安全度を高めるためには、下流に流すということになってしまうので、どこまで流していいかとかそんな協議を日々進めていると、こんな今は状況でございます。
- 梶村充委員 分かりました。この間、上瀬谷のGREEN×EXPO 2027の工事の現場を見てきたんですけど、あそこは和泉川の「ゲンスイ」があるわけですね。泉区をずっと流れている川なんですけれども、濁水で水が一滴も流れていないのですよね。だけれども、あれは相沢川の遊水地なんだろうと思うんですけども、

150メートル掛ける100メートル掛ける10メートルって、とんでもないばかでかいもんを造っているわけですよ。あれは、相沢川そのものは横浜市の管理なのですか。相当大きいですよ。あれだけのものが30年の雨水の計画の中では必要になるということなのですか。それで造ってんだらうと思うんだけど。

- 早川河川部長 治水という観点と、それから正常時の流量の確保という観点、両方ともあると思っていて、委員御指摘の巨大な遊水地、貯水池は、大雨が降ったときに、下流側で開発行為が起きていても浸水被害を起こさないために、そこに雨水を一旦ためるといった施設になっています。

一方で、正常時の流量を確保しないとイケないというのも河川では重要だと思っていて、例えば下水道事業でも、グリーンインフラと言われるような、地下に浸透させるような仕組みをやったりとかもしていますけれども、両方ともうまく達成させる必要があるかなと思っています。なので、委員御指摘の巨大な池が必要かという、治水安全度を今の状況で保つためには、必要な施設だということでございます。

- 梶村充委員 了解しましたけれども、雨水公費ということなので、当然、税金を使ってやっているんだらうと思いますけれども、それは結構だと思いますけれども、ただ、公費と言いながらも、例えば民間の農地の開発なんかをするときに農転しなきゃいけないんだけど、そのときに雨水浸透について、相当シビアに河川局、河川のほうで話をするわけですよ。例えば売却する金と同じぐらいの金を使わなきゃ雨水の浸透ができないというような場所もあるんだよね。その辺のことについての公費の考え方というのはどうなのですか。

- 早川河川部長 すみません。少し細かくなりますけれども、境川の流域と、それから鶴見川の流域は、特定都市河川浸水被害対策法という法律の網がかかっている、雨水浸透阻害行為という行為を指しますけれども、農地の場合は雨水の浸透を阻害することがないので、基本的には、大きな施設が必要になってくるというものではないのですけれども、農地から例えば宅地に変えてしまうとかという場合は、今染み込んでいたものが染み込まない土地利用に変えてしまうので、その場合には、キャンセルしてもらった分の浸透であったりとか、ためてもらった施設というのを今指導していると、こういう状況になっています。

- 梶村充委員 それは公費じゃないのですか。

- 早川河川部長 それは、開発事業者の負担になっています。

- 梶村充委員 そこら辺が場所によっても随分違うわけですよ。さっき言ったように、泉区は当然●がかかっている、そういう話になるんだらうと思うんだけど、それは、農地を守るのはいいことだと思いますけれども、農地から変えていかないと、今度はダブルコアという話もあるんだけど、副市長、その辺のところというのはどうなのですか。よく御存じだらうと思うんだけど。

- 平原副市長 一定のところを想定した御質問だと思うのですが、今、部長が申しましたとおり、河川改修が完璧にできていけば、どんどん川に流してもらっていいわけですが、一定のレベルを全体に底上げしようとして河川改修事業をやっていますから、その間は、流出が多くなる土地利用に転換する場合は、開発する方の責任において何とか対策を取ってほしいという、今、流れになっておりますので、ある意味、ぜひそれは、開発の皆様をお願いしたいと思います。

一方で、農地の場合は、農業を守るという県の立場もございまして、そのバランスの中でどう切り替えていくか。ですから農地の転用というのは、なかなか難しい手続になっていますけれども、そういった一方で農業を守らなきゃいけないという趣旨もございまして、そのバランスの中でどう考えていくか、整理するかということだと考えております。

- **梶村充委員** それは、大きな開発の場合は、ある程度、必要だと思いますけれども、1反歩とか2反歩の畑の開発までその制限でできない場合が泉区なんかの場合はあるんだよね。だからその辺は、公費という観点から言うと、ちょっと不公平じゃないかなという思いがするんだけど、感想を聞いて終わりにしますけれども。
- **遠藤下水道河川局長** 下水道事業でという意味で雨水公費、汚水私費という考え方をお示しさせていただきました。御指摘をいただいている部分というのは、雨に関してということだとは思いますが、雨の性質、特徴を考えると、いつどこで降るか分からないとかそういうような概念的なところも踏まえて、下水道事業においてはということでお示ししておりますが、梶村委員が御指摘しているような案件は、随分前からお話をいただいていることだと思いますので、下水道事業としましては、この原則はしっかりと守って、汚水私費、雨水公費でございますけれども、まちづくりにおいてという意味で、今いただいたような御意見はまちづくり部局等とも共有させていただいて、検討みたいなものはやっていければと思います。
- **長谷川琢磨委員長** よろしいですか。
- **山下正人委員** 私のほうから1点だけ。先ほど来、委員のほうから八潮の事故以来、国民の下水に関する関心度って非常に高まったと思うのです。それでいて、今回、下水道事業の中期の4か年の計画ができたのですが、私は、策定方針の3番目にあります持続可能なという観点で1点だけ御質問したいのですけれども、110ページに財政運営の考え方で、国交省のほうで第2次提言を出されたということで書いてあるのですが、資産維持費等を適切に反映したコストベース型の使用料体系とすべきことが示されたら、これは、かみ砕いて言うとうどういうことなのか。
- **遠藤下水道河川局長** 維持管理をしていく、さらには、下水道サービスを提供していくためには、もろもろいろんな費用がかかります。したがって、それを、4年先を見るのか10年先を見るのかというのはありますけれども、将来、特にこれだけ物価高騰、さらには人口減少と社会情勢が変わっていく中では、そういう将来のコスト等を見据えた、そこから今の現時点に立ち返った料金設定等をしていくべきというようなニュアンスだと理解しております。
- **山下正人委員** だとすると、収益的収支が、2027年度から純損失が見込まれるという形で実際こういう数字が出てきておりますよね。だとすると、ここのところは、局長のほうからは、累積資産残高が400億あるので、これのあるうちはみたいな言い方をよくされるんじゃないかなと思うのですが、我々からすると、この累積の資産というのは、人口ボリュームがあったときの貯金であって、これから人口減少がなっていく次の世代にとっては、いや、それを全部食い潰されちゃったら我々の負担って全部押しかかってきますよねという声が聞こえてくるのです。
- だとすると、私は、この持続可能なところの運営というのを推進するというのが方針に掲げているってなれば、そこのところは人口減少も見据えて、また物価上昇も見据えて、この累積だつて八潮みたいな大きな事故が起こっちゃ困るのですけれども、起こったら一発で吹っ飛びますよね。というようなことを考えると、少しそこは、長期的な視野に立った事業計画というのを考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。
- **遠藤下水道河川局長** 御指摘ありがとうございます。私どもといたしましても極めて適正な危機意識を持ってこの2026の素案を策定し、今回、こういう形で御説明させていただいたと思っております。
- 下水道の経営体という意味において、市民の皆様へ直接すぐ御負担をいただくような状況にはないという

ことで、110ページに財政運営の考え方を書きましたけれども、さりとて山下委員御指摘のとおり、その次の計画、さらにはその先ということで、10年、20年先を見据えた場合は、このままの状況では財源が芳しくないというトレンドも出ていますので、あくまでもこの次の4年間では、現行の使用料体系等々を維持していきたいと思いますが、この4年間を最大限活用させていただき、市会の皆様とも丁寧な議論をさせていただきながら、その先の財源構成は、しっかりと考えていきたいと思っております。いろいろ考え方はあろうかと思いますが、経営体として今すぐそういうことを起こす状態にはないというようなことは一応考えておまして、そういう意味合いも含めてここに書かせていただきました。

- **山下正人委員** これは平原さんにお聞きしたいのですが、今の横浜市って、市民にとって、ある種の痛みの伴うといいますか、正直なところの発信というのを、物すごく腰が引けていると私は映るのです。これは、平原さんにしても遠藤局長にしても、若い世代からすると、皆さんはいいですよ。もうその世代で終わっちゃって、後ろに座っている係長あたりの職員なんか、いや、俺たちの時代は大変だよという、ある種、リスクの先送りというふうに映っちゃうと思うのですが、下水道は、今、遠藤さんに御説明いただきましたけれども、次の4年間、この4年間を考えて、その次を見据えているということをお話がありましたけれども、ほかの局に関しても、マイナス要因に関して物すごく腰が引けているという印象、これはどう感じていますか。
- **平原副市長** 随分難しい御質問ですが、それぞれの事業、今の下水道の例でいえば、うんと先を見ればそういうときは、やってくるだろうというふうなニュアンスの答弁でございましたけれども、ほかにも市民から料金を頂いている事業っていっぱいありますので、それは、まず内部的な努力をして、どこまで市民のさらなる御負担をいただかなくて済むのか。これは冷静に見極めて、その次の段階でこれはもうどうしようもないというときには、市民の皆様は状況をよく説明した上で次のステップに進む必要があるということだと思います。各事業、私も全部所管しているわけではありませんけれども、今、冷静に分析をしているところでございますので、そういうタイミングが来れば、市民の皆様は状況をきちんと説明した上で、御負担をお願いしていくというふうなタイミングは必ずやってくると思います。決して腰が引けているということではなくて、冷静に分析しているという状況でございます。
- **山下正人委員** 平原さんは、そうやって冷静に分析って言われますけれども、私からしたらトップの姿勢だと思いますよ。これはトップ自身が、そういったことに対して腰が引けているところが、皆さんに伝播しちゃっているわけですよと私は感じます。これは、今言ったようにどうしようもなくなったらって言ったら、実は、それはもう遅いと思うのですよ。分かっていることに関しては、ある程度、事前の準備も含めてやっていかないと、さっきお話ししたように、厳しくなってからやると、そのときの負担って大きくなってくるのですよ。だから、人口減少で生産年齢人口がどんどん減っていくこの時代に、その重い負担を分かっている先に送るとするのは、私は不誠実だと思いますし、この辺は、今後の予算関連も含めて私は御指摘していきたいと思っておりますけれども、もう少し正直にというか市民を信用して行政をやっていた方がいいなというのは、これは答えを求めません、意見として言っておきます。
- **横溝じゅん子委員** ありがとうございます。私も山下委員のお話と聞いたかったことはかぶってしまったのですが、110ページのところ、最後の締めで、慎重に検討いたしますところでタイムフレームといいますか、今、危機の中に、財政難の中にいるというふうにおっしゃっていて、迫っているということではなくて現状で起こっていることなのですが、慎重に検討していますという、何年なのか、次の計画にな

るのかというところを伺いたいなと思ったところと。

あと、次のページの建設工事費、デフレーターで2.8の物価上昇を見込んでいるのですが、収入のところでは物価を、今、加味していない、これから市民の方に御負担は行かない方向というふうにおっしゃっているのですが、現実的に見ると、山下委員がおっしゃるように厳しいのが分かるのですけれども、そここのところをもう一度教えていただいてもよろしいでしょうか。

- **遠藤下水道河川局長** まず、今日お示した素案は、中期経営計画素案でございまして、2026～2029の4年間の取組を御説明いたしました。したがって、検討をさせていただく期間としては、次の4年間でしっかりと検討したいと思っております。あと、加えて、今、横溝委員から指摘がいろいろございましたが、111ページから構成要素、それから119ページには、経営指標というものも実は掲載をしております。大変申し訳ありません。先ほどこの部分を細かく御説明していませんけれども、例えば119ページの経常収支比率であったり経費回収率等々も10年後にはこういうふうになるということを、我々としては、もちろん包み隠さずお示したつもりでございます。

いそべ委員からもございましたが、適正な情報提供の下、正確な危機意識をしっかりと持っていただけるような広報も必要かと思えます。あつて当たり前のものをどうやってキープしていくかということについては、こういった経営指標なども活用させていただきながら、市民の皆様の御不安をおおるようなことは決してしたくはないですけれども、こういう状況にあるというシミュレーション結果等々は適切に活用させていただきながら、2026からの4年間で議論を進めさせていただければと思います。

- **横溝じゅん子委員** ありがとうございます。先日、総務局のほうの防災ライセンスに参加しまして、下水道マンホールを、汚水を開けて下水管を見ることができて、最初のあなたの暮らしのすぐ下でというのが当事者意識を持って感じることができましたので、下水道に関わる職員の方に御礼申し上げます。
- **長谷川琢磨委員長** 他に御発言もないようですので、質疑についてはこの程度にとどめ、本計画が議決事件に該当するかどうかについて協議したいと思います。

本件について、各会派の御意見を願います。

- **山下正人委員** これは下水道局の計画になりますので、議決案件にはそぐわないと考えております。
- **安西英俊委員** 我が会派としましても、議決事件にしないということでお願いします。
- **麓理恵委員** 同様に、議決案件にしないでいいと思います。
- **いそべ尚哉委員** 同様に議決事件とすべきでないと思います。
- **横溝じゅん子委員** 同様に議決案件とすべきでないにいたします。
- **梶村充委員** 同様です。
- **長谷川琢磨委員長** それでは、お諮りいたします。

皆様から御意見をお伺いした結果、本委員会としましては、本計画は議決事件に該当しないということにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **長谷川琢磨委員長** 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

当局におかれましては、今後も各委員及び市民の御意見をよく参考にしながら本計画の策定を進めていただきたいと思えます。



◎ 水防法改正に伴う雨水出水浸水想定区域の指定及び横浜市防災計画の修正について

- 長谷川琢磨委員長 次に、水防法改正に伴う雨水出水浸水想定区域の指定及び横浜市防災計画の修正についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、総務局の黒岩危機管理部長ほか関係職員が説明員として出席しておりますので、御了承願います。

当局の報告を求めます。

- 遠藤下水道河川局長 大変失礼しました。それでは、水防法改正に伴う雨水出水浸水想定区域の指定及び横浜市防災計画の修正について御説明をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、2ページを御覧ください。

1、水防法改正及び本市の対応でございます。

令和3年の水防法改正の背景ですが、近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることや、令和2年7月豪雨では、避難確保計画及び避難訓練実施済みの高齢者施設が浸水し、甚大な人的被害が発生したことを受けまして改正されました。

改正の趣旨ですが、1つ目は、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、周辺に住宅等の防護対象があるものについて指定対象に追加することで水害リスク情報の空白地帯を解消すること、また、2つ目は、要配慮者利用施設に対しまして、市町村への避難訓練結果の報告義務を追加するとともに、市町村から避難確保計画、避難訓練に関する助言・勧告を行える制度を創設することで実効性のある避難を確保していくことでございます。

なお、本市では、欄外に記載をさせていただいておりますが、河川及び海岸につきましては、法改正に伴う諸対応は実施済みとなっております、今回は、下水道についての対応を御説明させていただきます。

続いて、3ページをお開きください。

令和3年の水防法改正に伴う本市の対応は3点ございます。

まず、①雨水出水浸水想定区域の指定といたしまして、市内全域を対象に想定し得る最大規模の降雨により下水道の能力を超えて浸水が想定される区域の指定を行います。

次に、②横浜市防災計画の修正といたしまして、区域の指定を受け、雨水出水浸水想定区域内の避難場所の指定及び区域内の要配慮者利用施設等の指定を行います。

最後に、③内水ハザードマップの更新といたしまして、現行の内水ハザードマップを水防法に基づく内容に更新いたします。

以上3点につきまして、次のスライドから順に御説明をいたします。

4ページを御覧ください。

2、雨水出水浸水想定区域の指定について説明をいたします。

左側の囲みを御覧ください。

雨水出水浸水想定区域は、先ほど御説明いたしましたとおり、市内全域を対象に想定し得る最大規模の降雨によりまして、下水道の能力を超えて浸水が想定される区域となります。一方、右側の囲みにありますとおり、本市の現行の内水ハザードマップの浸水想定区域につきましても、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域となっております。そのため、現行の内水ハザードマップの浸水想定区域を水防法に基づく

雨水出水浸水想定区域として指定をいたします。

続いて、5ページを御覧ください。

次に、3、横浜市防災計画の修正でございます。

上段の浸水想定区域内の避難場所の指定ですが、表の右側の修正案を御覧ください。

赤字下線で示すとおり、異常な現象の種類に雨水出水を追加いたしまして、その指定の考え方に、地域防災拠点に指定された市立学校等の敷地内の建物のうち、雨水出水の影響を受けないものを指定する旨を追加記載いたします。

続いて、下段の浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の指定でございます。

表の右側の修正案を御覧ください。

赤字下線で示すとおり、雨水出水浸水想定区域内における要配慮者利用施設等の名称及び所在地を追加記載いたします。

なお、この表につきましては、防災計画の資料編といたしまして市ホームページに掲載されております。

6ページを御覧ください。

続いて、4、内水ハザードマップの更新でございます。

左の図は更新のイメージ、右の青い吹き出しの中には、水防法に基づく周知項目を示してございます。

まず、この右の青い吹き出しを御覧ください。

新たに雨水出水浸水想定区域を指定した場合、インターネットや印刷物等によりまして、表に記載した5つの項目について周知を行う必要がございます。本市の対応状況でございますが、表の項目の上の2項目、浸水想定区域図に必要な項目及び洪水予報等の伝達方法につきましては、現行のハザードマップに記載済みとなっております。したがって、その下の3項目、避難場所、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等が今回追加記載する項目となります。

左の図を御覧ください。

こちらは、内水ハザードマップの凡例部を拡大したものでございまして、更新のイメージをお示しております。

まず、①のように、避難場所を地図上に明記するとともに一覧表で記載します。また、②のように、土砂災害警戒区域を黄色または赤色で記載をいたします。また、③のように、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等については、市ホームページに掲載されている施設一覧に誘導する二次元コードを記載してまいります。

最後に、7ページを御覧ください。

5、今後のスケジュールでございます。

本件につきまして、本日、本委員会で御報告させていただいた後に、3月から5月にかけて雨水出水浸水想定区域を指定し、横浜市防災会議において、横浜市防災計画の修正案につきましての審議及び雨水出水浸水想定区域指定についての報告を行います。その後、修正した横浜市防災計画を施行し、6月からは、更新した内水ハザードマップの市ホームページでの公表や印刷物の全戸配布を進めてまいります。

以上で水防法改正に伴う雨水出水浸水想定区域の指定及び横浜市防災計画の修正についての御説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 長谷川琢磨委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **長谷川琢磨委員長** 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

説明員の方は退席されて結構です。ありがとうございました。

以上で下水道河川局関係の審査は終了いたしました。

次に、水道局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩時刻 午前11時21分

(当局交代)



再開時刻 午前11時24分

- **長谷川琢磨委員長** それでは、委員会を再開いたします。



◎ **水第7号議案の審査、採決**

- **長谷川琢磨委員長** 水道局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

議題に入ります前に、当局から発言を求められておりますので、これを許します。

- **山岡水道局長** まず、冒頭に一言御挨拶を申し上げます。

1月27日に鶴見区馬場3丁目において、口径90センチメートルの水道管から漏水が発生いたしました。

漏水に伴う道路陥没等の二次被害を防止するため、2月2日夜間に漏水箇所を含む管路を断水する作業を行いました。その作業の際に、鶴見区、神奈川区、港北区の一部の地域において濁水が発生する可能性があったことから、急遽、広報をさせていただきました。地域にお住まいの方には、準備期間が短い中、事前の水のくみ置きや受水槽のバルブ操作等、御協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。皆様の御協力のおかげで濁水を発生することなく作業を完了させることができました。昨日、漏水箇所が特定され、現在、修理方法を検討しており、早期の完了を目指して対応してまいります。市民の皆様には御心配をおかけしますが、何とぞ御協力をお願いいたします。

以上でございます。

- **長谷川琢磨委員長** それでは、議題に入ります。

水第7号議案を議題に供します。

水第7号議案 令和7年度横浜市水道事業会計補正予算（第1号）

- **長谷川琢磨委員長** 当局の説明を求めます。

- **山岡水道局長** 令和7年度横浜市水道事業会計補正予算（第1号）の概要について御説明いたします。

なお、当該議案につきましては、議案書の93ページに掲載されておりますが、概要につきましては、資料1で御説明をいたします。

次のページにお進みください。

まず、1、補正の理由でございますが、国庫補助金の追加認証に伴い建設改良費の増額を実施するものです。

次に、2の補正の内容ですが、国の7年度補正予算において、水道施設の強靱化等を目的とした国庫補助金の追加認証がありました。このため、補助対象となる事業費を増額するとともに、企業債及び国庫補助金の増額補正を行います。補正額につきましては、下の表にありますとおり、上段の企業債については15億1300万円、中段の補助金については15億35万6000円の増額補正を、下段の建設改良費については44億2911万1000円の増額補正を行います。

右の表を御覧ください。

この表は、水道事業会計補正予算（第1号）概要表でございます。表の最下段の累積資金残額は、当初予算では201億7234万1000円としておりましたが、補正後は187億5658万6000円になります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

- 長谷川琢磨委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 長谷川琢磨委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 長谷川琢磨委員長 それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 長谷川琢磨委員長 御異議ないものと認め、水第7号議案については原案可決と決定いたします。

◇  
◎ 鑄鉄管更新の今後の取組について

- 長谷川琢磨委員長 次に、報告事項に入ります。  
初めに、鑄鉄管更新の今後の取組についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。
- 山岡水道局長 資料2、鑄鉄管更新の今後の取組について御報告します。  
それでは、2ページを御覧ください。  
1、趣旨についてです。  
鑄鉄管は、衝撃がかかると割れやすく漏水リスクが高いため、これまでも重点的に更新を進めてきました。しかし、令和6年12月、神奈川区新町において老朽化した鑄鉄管が破裂し、市民の財産に影響を及ぼしました。また、他都市においても、鑄鉄管に起因する漏水事故により道路が冠水して、終日、国道が交通規制になるとともに、住居に浸水被害等が発生しました。これらの事案を踏まえ、漏水事故による社会的影響を回避するため、鑄鉄管を一刻も早く更新する必要があります。さらに、国も国土強靱化実施中期計画において、鑄鉄管更新計画を策定し、取組を進めている水道事業体の割合を8年度までに100%にする目標を掲げており、更新計画の最終年度を17年度としています。  
そこで、漏水リスクの完全解消を目指した鑄鉄管更新の今後の取組について報告します。  
3ページを御覧ください。  
2、これまでの更新目標についてです。  
表1を御覧ください。

横浜水道中期経営計画において、送配水管の更新・耐震化の主要事業の一つとして、太枠内のおり铸铁管の更新を位置づけており、4年間で40キロメートル程度更新することを目標にしています。

4ページを御覧ください。

3、铸铁管の現状についてです。

(1) 延長と箇所数についてですが、铸铁管は、令和6年度末時点で約97キロメートルでしたが、7年度に更新が完了したものや現在施工中のもの、また、使用を休止した管を除いた約65キロメートル、2144か所が、8年度以降も更新が必要な状況です。このうち国道などの緊急輸送路下の更新延長は約20キロメートル、577か所となります。

5ページを御覧ください。

(2) 埋設状況についてですが、今後、更新が必要な铸铁管の多くは、短い延長で市内全域に点在しており、特に図1及び図2でお示したように、歩道橋の下や交通量の多い幹線道路など施工難易度が高い場所に埋設されています。

6ページを御覧ください。

4、今後の更新の取組についてです。

(1) 概要ですが、①目標については、铸铁管に起因する漏水リスクを完全解消とし、耐震性の高いダクタイル铸铁管などに更新します。②更新期間は令和8年度から15年度とし、うち緊急輸送路下は、11年度までに更新を進めます。③更新延長箇所数については、延長が約65キロメートル、箇所数は2144か所となります。うち緊急輸送路下は約20キロメートル、577か所となります。④事業費は、現時点で591億円を見込んでいます。

7ページを御覧ください。

(2) 取組の考え方についてです。これまでは、中期経営計画期間における更新延長を目標としていました。今後は、漏水による社会的影響を考慮して優先度と更新完了時期を明確にし、漏水リスクの早期解消を図ります。①国道などの緊急輸送路下に埋設された铸铁管については、漏水事故が発生した場合に社会的影響が大きいため最優先で更新することとし、今後4年間で全て解消します。これにより、横浜市地震防災戦略の集中期間である令和11年度までに更新を完了します。②緊急輸送路以外に埋設された铸铁管については、国が求める17年度までの計画期間に対し、2年前倒した15年度までの計画とし、全ての铸铁管を解消します。

8ページを御覧ください。

(3) 年次別更新延長についてです。表の上段に铸铁管更新延長を、中段に内訳として緊急輸送路下と緊急輸送路以外を、その下に事業費を記載しております。

右の太枠を御覧ください。

令和8年から15年度までの8年間で64.9キロメートルの更新を完了します。その下の更新延長19.7キロメートルについては、緊急輸送路下で11年度までに更新を完了します。

なお、事業費については、表中下段のおり591億円を見込んでいます。下には、参考として年次別更新箇所数を記載しておりますが、箇所数については、表中右上のおり合計2144か所となっております。

9ページを御覧ください。

5、着実に更新を進めるための方策についてです。

(1) 関係機関との連携についてですが、施工難易度が高い場所での工事が増えることから、国道、横浜  
市道などの道路管理者や、ガスや電気など地下埋設物の管理者と調整を進めるとともに、重要なパートナー  
である工事業者と協力し、円滑に铸铁管更新を進めます。

(2) 財源確保についてですが、国が国土強靱化実施中期計画や水道事業体からの要望を踏まえ、铸铁管  
更新に関わる交付対象事業を新設したことから、この交付金を最大限活用します。

10ページを御覧ください。

最後に、6、更新完了までの対応についてです。

更新完了までの期間、漏水事故のリスクを回避するため、写真1のように、今年度より既の実施している  
市内全域を対象とした運用中の铸铁管の漏水調査を毎年実施します。また、漏水した際に社会的影響が大き  
い国道の横断部等の管路については、図3にお示したクラウド型IoTによる遠隔漏水監視システムを試  
行導入します。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

- 長谷川琢磨委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 長谷川琢磨委員長 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◇  
◎ 道志水源林プラン（第十二期）について

- 長谷川琢磨委員長 次に、道志水源林プラン（第十二期）についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 山岡水道局長 資料3、道志水源林プラン（第十二期）について御説明いたします。

それでは、2ページを御覧ください。

横浜市は、大正5年に山梨県道志村の山林を取得し、10年を1期とする道志水源林プランに基づき、100  
年以上、水源林として守り続けています。現在は第11期プランで管理を進めており、令和8年度から12期に  
移行します。

目次に記載の順で御説明いたします。

3ページを御覧ください。

1、道志水源林プランの概要です。

まず、水源林管理の目的は、水源林を適正に管理することにより、安定した河川流量と良好な水質を維持  
し、健全な水循環と環境保全に寄与するとともに、横浜市民へ良質な水道水を供給することです。その基本  
方針としまして、①森林の保護・育成により水源涵養機能の向上を図る。②水源地域との交流や連携により  
村の活性化に努める。③河川水質の保全活動や温暖化防止対策など環境保全に努めるの3つを掲げています。

4ページを御覧ください。

2、道志水源林プラン（第十一期）の評価です。

第12期プランの策定に先立つ有識者による評価として、第11期プランに基づく管理の結果、間伐によって  
樹間が適度に空き、林内の光環境が改善している。下層植生の生育も良好で、人工林からより水源涵養機能  
の高い天然林への移行が順調に進んでおり、水源林として良好な状態にあるとの評価をいただいています。

5ページを御覧ください。

こちらは、道志村の平面図です。薄い緑色の部分が天然林、濃い緑色の部分が人工林を示しています。右下の表にあるとおり、第11期プランである平成28年度から令和7年度にかけての10年間で人工林は減少し、天然林が増加しており、天然林への移行が着実に進んでいることが分かります。

6ページを御覧ください。

次に、第11期の評価において有識者から指摘された課題です。

(1) 間伐材の搬出による影響として、道志川流域は崩壊しやすい花崗岩質で地形も急峻なため、作業路の設置や間伐材の引きずりによる搬出は、土壌を損傷し、水源涵養機能に悪影響を及ぼすこと、また、(2) 獣害における影響として、間伐により下層植生の生育条件は整っているものの、野生動物による食害の影響で広葉樹の育成が困難な状況にあることから、獣害対策を一層強化する必要があると指摘を受けています。

それでは、次のページから12期プランについて御説明します。

7ページを御覧ください。

3、道志水源林プラン（第十二期）の概要です。

道志水源林プラン（第十二期）の体系図になりますが、管理計画と関連事業の2本の柱で構成されています。このうち上の枠内の管理計画について、有識者により良好な評価を得た赤字の天然林の取扱い、人工林の取扱いについては、第11期と同様の管理を実施します。また、課題として指摘を受けた青字の間伐材の取扱い、獣害・病虫害対策は新規に項目を追加しました。

なお、そのほかの項目及び下の枠内の関連事業については、第11期から主な変更はありません。

次のページから具体的な内容を御説明します。

8ページを御覧ください。

まず、(1) 天然林の取扱いについては、人工的な管理は必要最小限にとどめ、基本的には自然の推移に委ねます。森林が自らの力で安定した状態へ移行し、その土地に適した森林を形成することを目指します。

次に、(2) 人工林の取扱いについては、人工林では、計画的に間伐を繰り返し、樹間を徐々に広げることによって林内の光環境を改善し、広葉樹が自然に育つ条件を整えます。針葉樹の大木の間に保水機能の高い広葉樹が混生する針広混交林へと誘導し、天然林への回帰を促します。

9ページを御覧ください。

(3) 間伐材の取扱いについてです。

間伐材の搬出に当たっては、土壌を損傷し、水源涵養機能に悪影響を及ぼすおそれのある方法は行わないものとします。間伐材の有効利用やPRを目的に、土壌や下層植生への影響が少ない方法について、費用対効果なども踏まえながら検討し、既存の林道や作業路に近い林地など、可能な範囲に限って搬出を行います。

10ページを御覧ください。

(4) 獣害・病虫害対策についてです。

鹿による食害を防止するため、保護カバーの設置などの対策を進めます。

あわせて、道志村をはじめ関係機関が実施する獣害駆除事業との連携を図ります。また、令和2年度から継続的に発生しているナラ枯れ被害は、令和7年度に被害本数が減少傾向にあるものの撲滅には至っていません。山梨県の被害木の全量処理という方針に沿って、道志村や関係機関と連携しながら総合的な対策を継続します。

11ページを御覧ください。

最後に、今後の道志水源林管理の考え方を示します。

横浜市の水道水は、道志川の豊かな水源に支えられています。この水源林を守り、次の世代へ確実に引き継ぐことは、私たちの責務です。道志水源林プラン（第十二期）では、森林の公益的機能を最大限に高めるため、間伐による針広混交林化を進めるとともに、獣害・病虫害対策などの新たな課題にも対応してまいります。今後も道志村や関係機関と連携を図りながら健全な水循環と環境保全に努め、市民の皆様に安全で良質な水を安定して供給できるよう着実に取り組んでまいります。引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、資料の12ページから23ページには、参考として道志水源林プラン（第十二期）を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

- **長谷川琢磨委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **斉藤達也委員** プランそのものは、このとおりでよろしいかと思ますし、本当に横浜市民にとっても大事な森林ですので、しっかりと保全していただきたいと思ますけれども、1点、最近、森林火災が発生している箇所が結構出てきておまして、神奈川県内もそうですけれども山梨とかもありますから、防災予防というか、そういったところについては、どういうふう考えていらっしゃるかをお伺いします。
- **山岡水道局長** 委員御指摘のとおり、全国各地で山火事が増えているということは、本当に私も重々承知しているところですが、道志村の火災につきましては、これは、村と連携をさせていただいておまして、例えば初期消火体制の確立でありますとか、あとは注意喚起の看板を設置させていただいたりとか、あるいは村内放送で火器使用の自粛、こういったものを流していただいたりということで行っていただいております。また、万が一、山火事になってしまったときのことも考えまして、これは村とも連携しておりますけれども、都留市の消防本部と連携して消火に当たるというような、そんなような体制を整えておるところでございます。
- **斉藤達也委員** そういう予防というか予測しながらも、あんまり起きてほしくないことなのですが、そういう対策も併せて取り組んでいただいて、しっかりと保全していただきたいと思ます。
- **長谷川琢磨委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。  
その他で委員の方から何かございますでしょうか。
- **山下正人委員** 私のほうから渇水の件、ダムの貯水量の件なのですが、先般、報道で茨城の那珂川でしたっけ、水位が低下して水道水が臭うというふうな問題がありましたけれども、横浜市はここのところ、先日ちょっと雨が降ったのですが、貯水量、渇水状況というのはどうなっているのか、教えてもらいたい。
- **山岡水道局長** 本市においては、主にダムでいきますと4つのダム、これを活用しています。まず、相模川系統のダムとしましては、相模湖の相模ダム、津久井湖の城山ダム、そして宮ヶ瀬湖の宮ヶ瀬ダムというのがありまして、それぞれ貯水量を申し上げますと、相模ダムについては、2月の12日現在で貯水率が73%となっております。ただ、一方で、城山ダムについては、これは報道でもかなりいろんなところで取り上げられておりますが、2月12日現在、貯水率15%という状況、また、宮ヶ瀬ダムにつきましては38%ということで、相模川水系のこの3つのダムでいきますと貯水率39%と非常に今、水位が下がっているという状況でございます。

また、もう一方で、酒匂川水系というそういう水系がございまして、この酒匂川水系は、丹沢湖に三保ダムというのがございまして、そこの貯水率は今53%ということになっておりまして、4個合わせますとトータルで貯水率は41%、そういう状況でございます。

- **山下正人委員** 過去に給水制限をした例というのはあるのですか。その場合って今、局長が言われたとき、企業庁の同じようなデータを見ていたのですけれども、城山ダムなんか15%、かなり状況が厳しいのかなと思うのですけれども、これは、どの程度いくと危険水域といいますかレッドゾーンに入ってくるのでしょうか。
- **山岡水道局長** 過去に渇水になって市民に節水をお願いしたというのは平成8年です。今から30年前になります。そのときは、宮ヶ瀬ダムがまだない時代でしたので、一概に比較することはできないのですけれども、そのときの貯水量としては、まだ今は上回っているという状況でございます。
- **山下正人委員** まだ大丈夫だということなのですけれども、雨が降っていることを願うのですけれども、さっき言ったレッドゾーンといいますか、このレベルにいくと警鐘を鳴らさなきゃいけないというのは、我々はどのレベルを考えておけばいいのですか。
- **山岡水道局長** どのぐらいの水量になったら厳しいのかというところは、横浜市だけで決められるものではなくて、先ほど説明したダムというのは、横浜だけではなくて神奈川県あるいは横須賀市、川崎市共同の水源となっています。また、電気事業でも使っている部分がありますので、そういった利用者ともしっかりと協議をしながら、最終的にどのレベルになったら節水をお願いしていかなくちゃいけないかということは、考えていかなくちゃいけないと思っていますけれども、今の段階では、このレベルに到達したら節水をお願いするというところについては、現在、神奈川県と協議を進めているところで、明確な何トンになったら非常に危険なんだというような状況のところまでは、まだいっていないかなと考えています。
- **長谷川琢磨委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で水道局関係の審査は終了いたしました。

次に、交通局関係に入ります。

当局参集の間、休憩いたします。

休憩時刻 午前11時48分

(当 局 交 代)

再開時刻 午前11時50分

- **長谷川琢磨委員長** それでは、委員会を再開いたします。

### ◎ 交第3号議案の審査、採決

- **長谷川琢磨委員長** 交通局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、交第3号議案を議題に供します。

交第3号議案 横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正

○ 長谷川琢磨委員長 当局の説明を求めます。

○ 三村交通局長 交通局でございます。よろしくお願ひいたします。

交第3号議案横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正について御説明いたします。

一般議案書では、127ページから128ページに記載がございますが、概要について、お手元の資料にて御説明をさせていただきます。

2ページを御覧願ひます。

1の趣旨ですが、令和8年4月1日に施行されます学校教育法の改正に伴い、横浜市高速鉄道運賃条例の一部を改正いたします。学校教育法の改正内容ですが、囲みに記載しておりますとおり、学校教育法において専修学校は、専門課程、高等課程、一般課程に分類されており、これまでは、各課程で教育を受ける者は一律で生徒とされておりました。今回の法改正によって、専門課程で教育を受ける者は学生に改称されることになりました。

3ページを御覧願ひます。

2の改正内容です。

運賃条例第4条第1項別表内の備考では、通学定期券の発売対象者について規定しております。備考1の(2)にある専修学校の生徒を、法の改正に従って専修学校の生徒及び学生に改正いたします。

4ページを御覧ください。

3の施行日ですが、法改正の施行日と同日の令和8年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○ 長谷川琢磨委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 長谷川琢磨委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 長谷川琢磨委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 長谷川琢磨委員長 御異議ないものと認め、交第3号議案については原案可決と決定いたします。

---

◇

◎ 交第4号議案の審査、採決

○ 長谷川琢磨委員長 次に、交第4号議案を議題に供します。

交第4号議案 横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正

○ 長谷川琢磨委員長 当局の説明を求めます。

○ 三村交通局長 それでは、交第4号議案横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正について御説明いたします。

一般議案書では、129ページから132ページに記載がございますが、概要について、お手元の資料にて御説明をいたします。

2ページを御覧ください。

1の趣旨についてですが、令和7年9月に国土交通省が公示をいたしました一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の基準額の改定に伴い、本市貸切旅客自動車の運賃及び料金の額を改定する等のため、横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正するものでございます。

3ページを御覧願います。

2の改正内容についてです。

まず、(1)車種区分の改正及び追加ですが、車種区分の定義を改正します。また、新たな車種区分として通勤用車を追加いたします。

(2)の運賃等の改定ですが、貸切旅客自動車の運賃等は、国土交通省が下限額である基準額を公示しておりまして、令和7年9月に基準額が改定されました。一方、本市は、地方自治法に基づき、条例において運賃等の上限額を規定しております。身体障害者福祉法等の適用を受ける者の団体に係る運賃の割引を行った場合でも、改定後の基準額を下回ることがないよう運賃等の上限額の改定を行うものでございます。

4ページを御覧ください。

運賃ですが、こちらに記載の表のとおり改定をするものでございます。

続いて、5ページでございます。

こちらは料金ですけれども、運賃に合わせ表のとおり改定をいたします。

3の施行予定日についてですが、令和8年3月1日といたします。

6ページ以降は、参考として新旧対照表を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

- 長谷川琢磨委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 長谷川琢磨委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 長谷川琢磨委員長 それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 長谷川琢磨委員長 御異議ないものと認め、交第4号議案については原案可決と決定いたします。



◎ 交第5号議案の審査、採決

- 長谷川琢磨委員長 次に、交第5号議案を議題に供します。

交第5号議案 令和7年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算(第1号)

- 長谷川琢磨委員長 当局の説明を求めます。
- 三村交通局長 それでは、交第5号議案令和7年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算(第1号)の概要について御説明させていただきます。

なお、当該議案につきましては、予算議案書の95ページ、96ページに記載しておりますが、その概要につきまして、お手元の資料で御説明をさせていただきます。

2ページを御覧願います。

1の補正理由ですが、地下鉄事業では、国の補助制度を活用した耐震補強事業を実施しています。このたび国土交通省から地下高速鉄道整備事業費補助につきまして、補助金の追加認証がございましたので、補助対象事業費を増額いたしますとともに、国庫補助金や一般会計補助金などの財源につきましても増額補正をするものでございます。

下の2の表では、今回、増額補正をする事業費とその財源についてまとめておりますので、今回の補正額について御説明いたします。

まず、補助対象事業費の財源として、資本的収入のうち企業債を8000万円、一般会計出資金を6200万円、追加認証された国庫補助金を8000万円、一般会計補助金を888万9000円、それぞれ増額補正いたします。また、補助対象事業費として、耐震補強工事に係る建設改良費を3億1123万6000円、増額補正いたします。補正予算の概要表につきましては、右の3の表のとおりとなります。

3ページを御覧願います。

今回、補助金の追加認証がございました耐震補強事業の概要でございます。

市営地下鉄では、阪神・淡路大震災を踏まえたトンネル及び高架橋の耐震補強については、既に完了しております。その後、東日本大震災を踏まえ、発災後に列車の早期運行再開が行えるよう、国の通達に基づき、柱の耐震性能をさらに向上させる耐震補強を継続的に実施をしております。引き続き市営地下鉄を安心して御利用いただけるよう計画的に耐震補強事業を進めてまいります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

- 長谷川琢磨委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 長谷川琢磨委員長 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 長谷川琢磨委員長 それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 長谷川琢磨委員長 御異議ないものと認め、交第5号議案については原案可決と決定いたします。



#### ◎ 横浜市営交通経営審議会の開催について

- 長谷川琢磨委員長 次に、報告事項に入ります。  
横浜市営交通経営審議会の開催についてを議題に供します。  
当局の報告を求めます。
- 三村交通局長 それでは、お手元の資料、横浜市営交通経営審議会の開催について御報告をさせていただきます。  
2ページを御覧ください。

このたび開催いたしました第9回の経営審議会の概要ですが、まず、1の開催日時は、令和8年1月15日、市庁舎19階の交通局会議室において開催いたしました。

次に、2の議事内容ですが、昨年8月に開催いたしました第8回の審議会において、委員から中期経営計画策定時の収支見通しと実績が乖離していることから収支見通しの再算定について御提案がございましたので、昨今の状況を踏まえて収支見通しの再算定を行って、その結果を報告いたしました。

全体資料も別紙で添付しておりますけれども、次の3ページ以降でその一部を抜粋して、ポイントとなる点を御説明させていただきます。

3ページを御覧願います。

まず、収支見通しの見直しを行う上での地下鉄事業における前提条件をまとめたものでございます。

赤枠で囲っております主なものを御説明いたしますと、乗車料収入は、当初の計画値を大幅に上回る水準で推移していることから、令和7年度の決算見込みも踏まえて上方修正しております。その2つ下の人件費につきましては、計画時は、処遇改善費用として年間2000万円計上しておりましたが、新たな収支見通しでは、直近の給与改定に加え、9年度以降、毎年1億円を加算しております。その下の経費も、委託料については、令和9年度以降、毎年1%の労務単価の上昇を見込んでいます。さらに支払利息については、30年物の企業債について年利3.3%の利率で計算をしています。

4ページを御覧ください。

地下鉄事業の新たな収支見通しとして、経常損益と累積資金残不足額をグラフで表したものでございます。実線の折れ線は、今回の見直し後の収支状況を表したもので、破線の折れ線は、令和5年の当初計画時の収支状況を表しています。また、赤い線が経常損益、青い線が累積資金残不足額を表しています。地下鉄事業では、乗車料収入が当初計画時に比べて大きく改善しておりますが、物価高騰や人件費も含めた労務単価の上昇、将来的な投資規模の増大に伴う減価償却負担の増加などによって、経常損益は、今後、徐々に減少し、10年度には、当初計画より3年早く赤字となることが見込まれます。一方で、資金の残高につきましては、6年度の決算で既に資金不足から脱却をしております。今後は、資金残高の増加が見込まれ、経常損益が赤字となる10年度以降も、当面、安定的に運営できるものと考えています。

5ページを御覧ください。

続いて、バス事業の収支見直し見直しの前提条件です。

基本的には地下鉄と同様ですので、相違点を中心に御説明しますと、乗車料収入は、バス事業は地下鉄ほどの乗車料収入の伸びが見られず、また、地下鉄と同様に特別乗車証については、令和7年度予算と同額としております。また、経費の中の動力費につきましては、軽油引取税に係る暫定税率の廃止を見込んでおります。さらに支払利息は、バス事業では主に5年債を発行しており、年利2.1%で計算しております。その他の費目については、地下鉄とおおむね同様の考え方で収支を算定いたしました。

6ページを御覧願います。

バス事業の新たな収支見通しとして、地下鉄事業と同じく経常損益と累積資金残不足額をグラフで表しております。

バス事業では、地下鉄とは異なり乗車料収入が計画値に届かない中で、経常支出は、人件費水準が当初の想定以上に上昇していることや車両購入費も上昇していることで、減価償却費も後年度にかけて徐々に増加することから、経常支出が年々増加していくものと見込んでいます。このため、グラフの赤い実線のとおり、

経常赤字が毎年拡大していく非常に厳しい経営が見込まれます。そして、グラフの青い線、資金残高は、令和10年度で資金不足に転落をし、以降、毎年悪化し続けることが見込まれます。さらに資金不足比率、これは、営業収益に対する資金不足額の割合になりますが、これについても当初計画では、令和12年度に20%を超えることが見込まれておりましたけれども、新たな見通しでは、令和10年度に2年前倒しとなる見込みでございます。

7ページを御覧ください。

審議会での意見交換における各委員からの主な御意見です。新たな収支見通しを御説明した上で、委員からは、次のような御意見をいただきました。

地下鉄事業は、沿線開発なども進み乗車料も増加しており、資金面では今後も安定している。施設の老朽化などで更新投資が重くなってくるが、今後も投資はしなくてはならない。そのためには原資が必要なため、しっかりと稼いで投資を行い、その循環が回ってれば、多少借金があっても問題はない。地下鉄は、乗車人員や収入は計画値を超えているが、老朽化対策のための設備投資は、物価高騰や人材確保の観点からも費用が増えていくことから、地下鉄事業の経営も留意していく必要がある。今後はコストが上昇していくことから、収入を上げなければ赤字になっていくことは明らかである。今後は、金利上昇や物価高も織り込んだ上で、しっかりと利益を出せる経営計画を立てていく必要がある。そのためには、利用者負担の引上げをやつていかないとサステナビリティがない。

8ページを御覧ください。

路線の見直しなどのコスト削減には限界があり、民間他社は既に値上げもしていることを考えれば、サービス向上の努力をしながら早急に値上げをしなければ、資金不足比率が20%を超えてしまう。そうなる前に手を打つことを検討していただきたい。バスの収支見通しは衝撃的である。早急に対策しなければ、事業そのものが立ち行かなくなると感じた。人件費や安心・安全の面でのインフラ整備に係るコストは、簡単には削れないと思うといった御意見をいただきました。

9ページを御覧ください。

これまで御説明いたしました新たな収支見通しと各委員からの御意見を踏まえた交通局としての見解ですが、地下鉄事業では、物価高騰や労務単価の上昇、投資規模の増大などにより利益は減少していくものの、資金残高は当面増加し、安定的な事業運営が見込まれることから、引き続き安全な運行を維持するために、老朽化対策などを計画的に実施してまいります。

一方、バス事業では、人件費水準の上昇や物価高騰などにより、当初の見通しよりもさらに厳しい収支状況が見込まれることから、バスネットワークを維持していくために早急な収支改善策を講じる必要があると考えております。このため交通局といたしましては、バス事業におきまして運賃改定の検討に着手をしてみたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

- 長谷川琢磨委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- 山下正人委員 御説明ありがとうございます。これは、審議会の委員のほうからバス事業に関して、収支の見通しは衝撃的であるという御意見をいただくということは、審議会の委員からしたら、何でもここまで放っておいたのというようなメッセージに聞こえるのですが、この常任委員会が当初始まったときから局長には何度もお話をしていたかと思いますが、民間バス会社と市営交通との間の料金格差があって、民バスが

240円ぐらいかな、それに対して10円程度安いと。これも分かっていたことなのですから、何でもこの時期まで放っておいたのですか。

- **三村交通局長** 御質問ありがとうございます。先ほども御説明いたしましたし、当委員会でも8月に開催をいたしました第8回の経営審議会におきまして、収支見通しの見直しを求められたというふうなことを御報告させていただきました。確かにこの間の物価の高騰ですとか、特に人件費に関しては、2年連続で3%を超えるような人事院勧告があって、それを処遇改善として行ったことで、今後の人件費の見通しを、この収支見通しを見直すに当たってどの程度と設定すればいいのかといったようなことに、かなり局内外で様々な議論を重ねておりました。さらに本市の中期計画の策定、それに伴う新しい8年度予算案の関係等からも、こうした調整も一定必要であったということをごさしまして、8年度予算案のめどが立った1月に経営審議会に収支見通しの見直しを行って御報告をさせていただくという、そういった運びになったわけではございません。
- **山下正人委員** 8月の審議会をやって、そこで指摘されたということですが、このような状況を、審議会を、8月の審議会以前にかけることはしていなかったのですか。
- **三村交通局長** 経営審議会は、現在の私どもの市営交通中期経営計画策定に当たって設置をさせていただいて、計画策定までの間は、何度か御報告、御議論をさせていただきまして、計画が策定されて以降は、各年度の決算が確定した段階で、例えば令和5年度に決算が確定をして、計画中の初年度の取組はどこまでできたのか、あるいはできなかったのかといったようなことを、5年度、6年度、それぞれ年に1回の御報告というペースでこれまで進めておりました。  
その意味では、6年度の決算をベースにした振り返りを御報告したのが、先ほど申し上げた8月開催の第8回経営審議会になります。ある意味、計画期間でいうと2年度目の決算、ちょうど中間期の決算が終わった段階で御報告をしたところ、実績は、計画に比べて収入は順調に推移しているけれども、費用のほうが、先ほども申し上げた令和5年度、6年度と2年連続で人件費水準のペースアップなどを行ったことで、コスト増というのも大きくなってきているねと、じゃあその収支見直しを見直したほうがいいのではないかとというふうな御意見を、この第8回で御意見として頂戴したというそういうプロセスでございました。
- **山下正人委員** 局長、ここまで審議会の委員から衝撃的だみたいなことを言われる状況になるまで危機感はありませんでした。
- **三村交通局長** 実際、現在の中期経営計画の見通しの中でも、現在の中期経営計画の計画年度というのは、令和5年度から令和8年度までの4年間でございますが、この中期経営計画では、併せて向こう10年間の収支見通しというもお示しをしておりました。その収支見通しにおいても、令和12年度には、先ほどバスのほうの収支見通しで資金不足比率が20%を超える年が、2年前倒しになって令和10年度となったというふうに御説明申し上げましたけれども、逆に言うと、令和12年度には、資金不足比率が20%を超えるという見通しは、当初計画の時点でも持っておりました。  
その解消のためには、様々な経営努力をまずはやっていかなければいけないという認識を我々としては持っておりまして、この4年間の計画の中でも経営改善の目標を立てて取組を進めておりましたし、その先を見据えたときに、非常に厳しい見通しが見込まれるので、我々としてでき得限りの経営改善策というのは、やり尽くしていかなければならないと思ってこれまで取り組んできたところでございます。
- **山下正人委員** 局長、苦しい言い訳をありがとうございます。先ほどの委員会のときも私はこれを言った

のですけれども、素人の私が考えたって、今のバス事業ってドライバー不足もあるし、それなりの報酬体系を出さなきゃ人も集まらないし、これは民バスなんかも特に厳しいじゃないですか。まだ公営交通というのは、それなりに社会保険料なんかは一般会計から負担できるから、ある面、一般のバス事業と比べても非常に優遇されている状況の中で、それでも料金を民バスは苦しいから上げている状況じゃないですか。

そこをやってこなかったというのは、私は完全な愚策だと思いますし、何でも上げろという話じゃないんだけど、我々も冒頭の中からこの話をしていたときに、そのときの局長答弁は大丈夫ですという、ある種、楽観的な御答弁をいただいていたけれども、我々からしてみたら、市長が料金の値上げをするのは、選挙前に嫌がるのは、そんなのは分かっている。これは正直言って付度し過ぎだ。そういう状況というのでこのタイミングを、時期が終わったらすぐ審議会をかけて上げる。こんなことをやっていたら、それは、なかなか市民から理解を得られないよ。誰のための市営交通なんだ。市長のためか、違うだろう。そこは、これは反省してもらいたいと思います。あれだけ指摘したのに遅い。これだけは言うておきます。

- **いそべ尚哉委員** 御説明ありがとうございました。2点確認させていただきたいのですけれども、バス事業の運賃改定のところなのですけれども、見直し、改定する前に、これまで大変バス事業を御苦労されてコスト削減に努めてきたと思うのですけれども、それが、今回、改定を市民にお示しする前に不断のところまでいっているかどうか、その辺の御認識っていかがでしょうか。

- **三村交通局長** ありがとうございます。前回の先ほど山下委員のときにも御説明申し上げました第8回の審議会、あるいはその前の年の第7回の審議会などで、1年間の実績で、その間に取り組んだ我々の経営努力などというのをそれぞれ審議会で御説明し、そのことについて御意見を頂戴するというふうなプロセスを、今の中期計画の期間においては、令和5年度、6年度と2度にわたって御説明をし、我々が行ってきた経営改善の努力、様々なコスト削減策だったり可能な増収策だったりということについては、経営審議会の皆さんからは一定御評価をいただいて、ある意味、審議会の委員の皆様方としては、そうしたものについては、御評価をいただけたものと思っています。

ただ、この御評価というのは非常に難しく、私どもがここまでやったというふうな自己満足で、自分自身で満足をしてしまっただけとはいけないことだと私どもも思っておりまして、当然ながらこうした常任委員会あるいはそのほかの市会の委員の皆様方からもろもろ頂戴する御意見でしたり、これから8年度予算案の審議も始まってまいりますけれども、そうした中でも厳しく御審査をいただく。そうした中から我々にまだできることはないかというふうなことは、やり続けていかなければならない。それが地方公営企業の責務ではないかなとは思っております。

ただ、一方で、我々、市民の足を守るという使命の中で、一定の乗務員を確保していかないと、バスの運行便数、路線を守っていくのは非常に難しいと。そのためには、一定の処遇改善を行わないと、今いる乗務員すら離職していくというふうな状況は、委員の皆様方にも御迷惑をおかけいたしましたけれども、令和6年度に我々は体感をしておりまして、そうしたことを回避する上では、今回、審議会の委員からもこうした御意見を頂戴しましたので、運賃改定の検討に着手をさせていただきたいと思っております。

- **いそべ尚哉委員** ありがとうございます。今の物価高騰であったりとか社会情勢を考えれば、事業としてやっていくためには、改定はやむを得ないと思っていますので、改定となった後でも、今後、コスト意識の醸成に引き続き努めていただきたいと思います。

もう一点だけお伺いしたいのですけれども、給与改定を検討する上で、改定額によりけりだと思うのです

けれども、利用控えにつながったりとか、週3回使っていたのが2回になるとか、歩いて行ける距離は歩くようになったりとか、利用者の影響について、今後、どのように取り計らいをして検討を進められていくか、1点お願いします。

- **三村交通局長** ありがとうございます。バスの運賃の仕組みみたいなことを少し御説明させていただきたいのですが、バスの運賃というのは、公営とか民営とかを問わずバス事業者から申請をして、国土交通省が審査をした上で、事業者が申請をした運賃の上限額というのが適正なものであれば認可を行うという、そういう仕組みで決まっています。国による認可を出すための審査に当たっては、当該事業者が実際に運送に要している費用だけではなくて、近隣の運送事業者のコストなども加味をしたいいわゆる標準原価と言われるものを用いて審査が行われるという、そういう仕組みになります。

我々事業者は、ここまでは上げることを認めるよというふうに国が認可を出した上限運賃の範囲の中で、今度は、実際に御利用されるお客様から頂戴をする運賃の額というのを決めていきます。このことを実施運賃と呼びます。認可を出すのは上限運賃で、実際に事業者が届出をしてお客様から頂戴する額を決める、これは実施運賃という、そういう決め方をしていきます。

私ども公営バスの場合、運賃の性格が地方自治法上、公の施設の使用料というものになりますので、その上限を条例で定めなければならないというふうに地方自治法で決められています。したがって、その運賃を改定しようと仮にする場合、上限額を定めている条例、私どもでいうと、横浜市乗合自動車乗車料条例という条例になりますが、それを改正する手続になります。この条例改正議案を仮に私どもが議会にお諮りをした場合、その後、議決をいただいた後に、国に認可申請を行って審査を受けるというそういう手続に入ることになります。

ですので、我々としては、まず国で認可が得られるかどうかという水準、上限額を想定した上で、その範囲内で実際にお客様から頂戴をする額というのを決めていくプロセスに入ります。その中で、今、いそべ委員からおっしゃっていただいたような、お客様が実際に御負担可能で、ほかの公共交通機関ですとか、あるいはほかの手段に転移されることがどの程度想定されるかといったような、そういうお客様の許容していただけるような御負担額の水準ってどうなんだろうといったような観点ですとか、あるいは、経営改善にどの程度効果があるんだろうとか、横浜市内では、既に先行して値上げをされていらっしゃる所が多いわけですが、そういった近隣のバス事業者さんの状況、そういったものをいろいろ総合的に考えて実際にお客様から頂戴する運賃額、実施運賃と申し上げる、そちらを検討していくという、そういうプロセスになってこようかと思えます。

- **麓理恵委員** この資料が交通事業者として経営改善をしていかなきゃいけないという資料だということは十分理解できるのですけれども、都市の重要なインフラですので、収支見通しだけでなく地域経済に与える効果とか、それから地域の生活を支える役割とか、そういうものを加味して検討されてもいいんじゃないかなと思うのですが、漠然とした言い方ですけれども、収支見通しだけじゃない価値を加えて検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
- **三村交通局長** 先ほどいそべ委員への御答弁の中で少しバスの運賃の仕組みについて御説明をさせていただきました。その中で、国土交通省による認可を受けるというふうな御説明を申し上げましたけれども、この国土交通省で認可を出すためのプロセスというのの中に、1つは、運輸審議会というもので審査を受けるというプロセスがあります。これが、今、麓委員がおっしゃっていただいたような公共交通機関としての性

格といった観点からのものが主になってこようかと思えます。

この中では、場合によっては、利用されている方々からの公聴会が設けられる。これは審議会にかけてみないと分からないのですけれども、公聴会などで意見を聴取するといったようなプロセスも、場合によっては想定されています。その上で、消費者庁との協議というプロセスもございます。これは、国民生活に与える影響といったような観点になってこようかと思うのですけれども、そうしたプロセスを経た後に、物価問題関係関係会議という、今度は物価水準というのでしょうか、当然ながら値上げということになりますので、そうした関係会議を経て認可をいただくというふうなことが国のほうで行われる中では、プロセスとして想定されています。

当然ながら我々は、国の認可申請を行う前に、前段で先ほどいそべ委員にも御答弁申し上げたとおり、まずは市会の委員の皆様方に、収支のことだけでなく市民の方々に許容していただけるのかどうかとか、あるいは近隣のバス事業者と比べてどうかとか、そういった総合的な観点から御審査をいただくことが我々のまず最初のステップになってこようかと思えますので、これから早急に検討のほうは進めてまいりますけれども、仮に条例改正案を上程させていただくとなったときには、そうした様々な観点から市会の委員の皆様方にまずは御審議をいただくということになるかと思えます。

- **麓理恵委員** ありがとうございます。これは経営審議会なので、それ以外にも様々な運賃を定めるところの機関が、議論の場がたくさんあるということが理解を少しできましたけれども、そのほかに横浜では、観光の部門もあれば市民の生活を支えるという部分も、都市交通に求められている大きな意味があるところだと思いますので、おっしゃったように総合的な視点というのを大事にしていきたいなということが一つと、もう一つ、中期計画とかもいろいろ見ている、もうちょっとつくり出していき、創出していきような政策というのが、力を入れなきゃいけないんじゃないかなと思っています。青葉区で子育て支援のために、民間だと思いますけれども、Ma a Sが実施されたということですが、交通政策はどんな状況に今あるのか、もし分かれば教えていただきたいです。交通局じゃないから。
- **三村交通局長** 大変申し訳ありません。不勉強で、具体的にどのような策がどの地域で行われているかというの、私は存じ上げておりません。
- **長谷川琢磨委員長** 議題外です。
- **麓理恵委員** 私はネットで見たら、経済産業省もMa a Sの創出事業というのをいろいろ地域でやっているということで、横須賀市なんか、市民の足を支えるためにこれを活用しているというふうなことも少し見えました。なるべく利用してもらえるために、利用してもらいやすいものをつくっていくということについても、もう少し視点を持って取り組んでいただいて、そうしたことでまた運賃改定も、ある意味、理解をいただける部分も少し出てくるんじゃないかなと思いますので、調べていただきたいなということでお願いだけしておきます。
- **横溝じゅん子委員** ありがとうございます。簡単に1点お願いします。収支見通しのところ、前提条件が労務単価1%って低いかなと思ったのですけれども、バスも電車も地下鉄もです。この1%ってどこから取られたのか。審議会のところにも同じ数字が載っているのですけれども、低くてまた修正が、今後、見直しが入るのかなということをお教えいただけますでしょうか。
- **三村交通局長** ありがとうございます。労務単価の1%に限らず、例えば人件費の毎年1億円の処遇改善費用というもの、この毎年1億円の処遇改善費用というのは、ベースアップ率に換算して申し上げますと

1%相当になります。このパーセンテージを高いと見るか低いと見るかというのが、非常に我々も収支見直しをつくる上で悩んだところであります。確かに直近、数年の2か年程度のトレンドから見ると、委員おっしゃるように低いと思います。ただ、この先の今回の収支見直しというのは、向こう10年間にわたる収支見直しですので、その間、ずっと高率の3%、4%といったような物価高騰、人件費水準のアップが続くというの我々は確証を持たず、その意味で1%というものを、ある意味、決め打ちをしたという、そういったものであります。

(「低過ぎんだろう」と呼ぶ者あり)

- **横溝じゅん子委員** 国交省が出しているバス運転手に際してですと、令和2年度2.3、令和3年度1.0、令和4年度3%、令和5年度5%、令和6年度6.2、令和7年度5.6なので、すごい低いというのが、多分、皆さん実感されているところですので、ここは、もう一度、局内で御相談いただきたいなというところがあります。
- **三村交通局長** 当面、私どもが収支見直しを立てる上で、まずは、将来予測に当たるような部分になってきますので、我々もある意味、これが自信を持って言える率というのを持ち得ておりませんで、そのため、こうした経営審議会という有識者の方々にお諮りをし、その妥当性というものを一定担保させていただくというふうなプロセスでこの経営審議会にお諮りをさせていただいたところでございます。
- **横溝じゅん子委員** 経営審議会の出席者が私のほうでは分からなかったのですが、金融に強い方というか、そういったエコノミストとかも呼ばれているということでもよろしいでしょうか。
- **三村交通局長** 経済界といいますか、交通手段に関しての学識ではない方で申し上げますと、企業経営者に当たる方、この方は、経済ジャーナリストでもいらっしゃる方です。  
それから、あとお一方は公認会計士の方、そのお二方が、分野でいうとこうした経済ですとかにお詳しい方ということになるかと、5人の委員のうちのお二方ということになります。
- **横溝じゅん子委員** ありがとうございます。エコノミストですとか、経済局の関連でどなたか市政に詳しい方も入れていただけるといいのかなと思います。
- **齊藤達也委員** 運賃改定の検討ということなので、中期計画のほう、こちらの2026、2029の素案というのが出ているのですが、これは伊地知副市長にお伺いしたいのですが、今、9番の交通とか②というのですか、将来世代に先送りしない適正な債務管理と投資管理ということで示されて、資料として頂いているので、この辺の中期計画と今回の料金改定に関してというのは、どういうふうに市民の方に伝えていくおつもりなのかをお伺いしたいと思いますけれども。
- **伊地知副市長** 現在、素案をお示ししている段階では、まだこの経営審議会の状況であるとかそういうのが出ておりませんでしたので、運賃の改定ということに関して触れてはいないという状況になっています。今後、原案になっていくときに、時期にもよりますが、適切に運賃改定することで市民の移動の手段を確保するというのが政策として必要なものということで考えれば、こういうところにも表現していく必要もあるのかなと思います。
- **齊藤達也委員** そういう点でしっかりお伝えするというのも大事だし、じゃあなぜ上げるのですかというそのなぜというところが、どう市民の方に伝わるかが大事だと思いますし、あと、例えばバス1日当たりの乗車人員の推移でいくと、定期券関係は、これは6ページです、コロナ前と0%ということで戻ってきたと。ただ、定期外の方の乗車が減っているから収入が減っているというふうに示されているので、というこ

とは、だから、バスを利用することに対する魅力の発信とか、バスを使ってこういうことができますよとか、そういう利用を促すような努力というのもしっかり伝えていく必要があるんじゃないかと思いますので、それは意見としてお伝えしておきますけれども、そういうところも含めて市民の理解が得られるような努力を見せていただきたいと思います。

- **伊地知副市長** 今、委員がおっしゃっていただいたことは、非常に重要なことだと思っていて、こういう交通インフラというのは、あつて当たり前だと思われるところがあつて、なくなったときに非常にリアクションが大きくなると。皆さんが乗っていただくことによって公共交通、民間のバスも含めて維持されているんだということをきちんと理解していただくということは、私も非常に大事なことだと思っております。
- **長谷川琢磨委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。  
以上で交通局関係の審査は終了いたしました。  
本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。



◎ 閉会宣告

- **長谷川琢磨委員長** 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会時刻 午後0時34分

# 速報版